

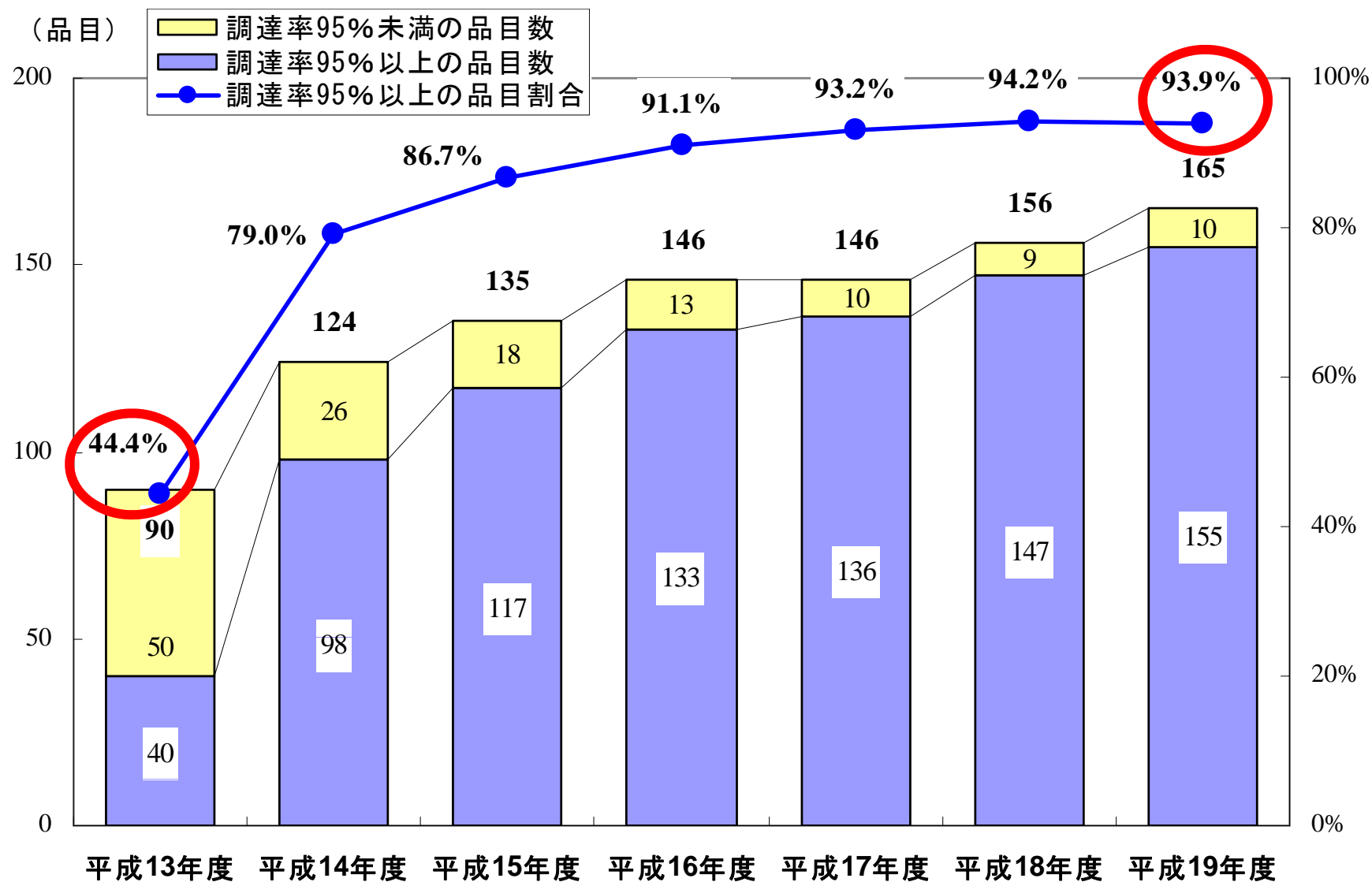
平成21年度グリーン購入法基本方針ブロック別説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について

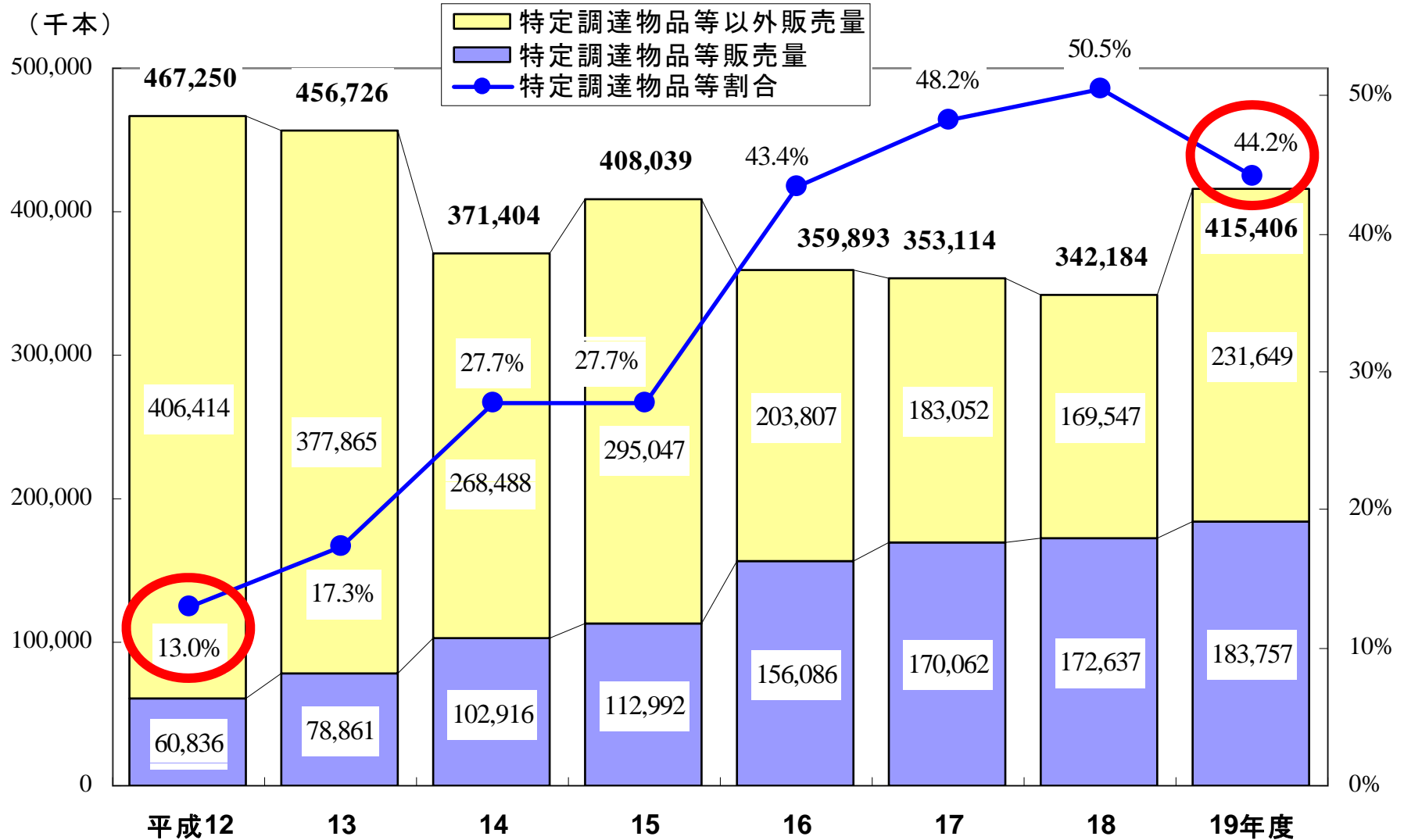


環境省総合環境政策局環境経済課

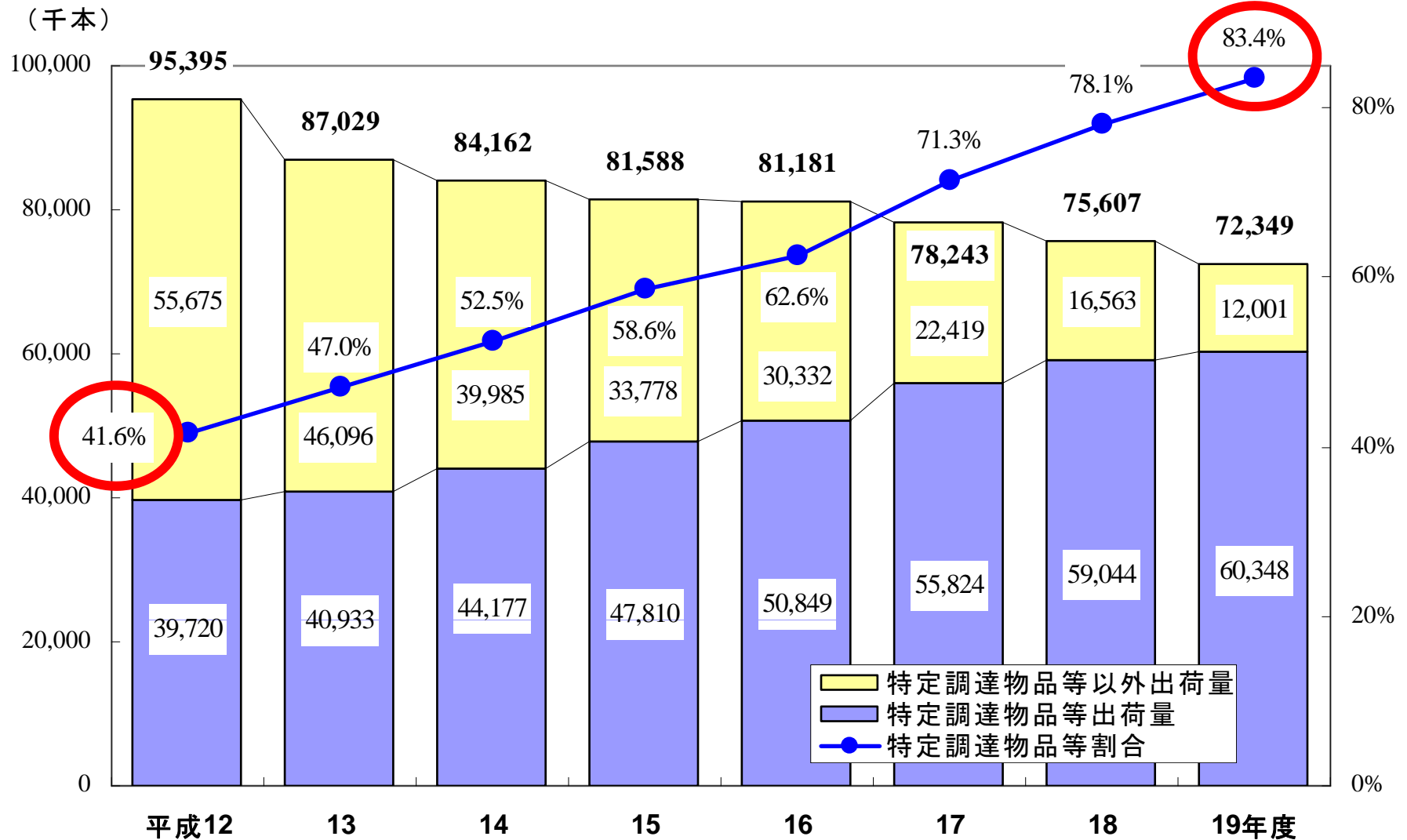
国等の調達実績の推移



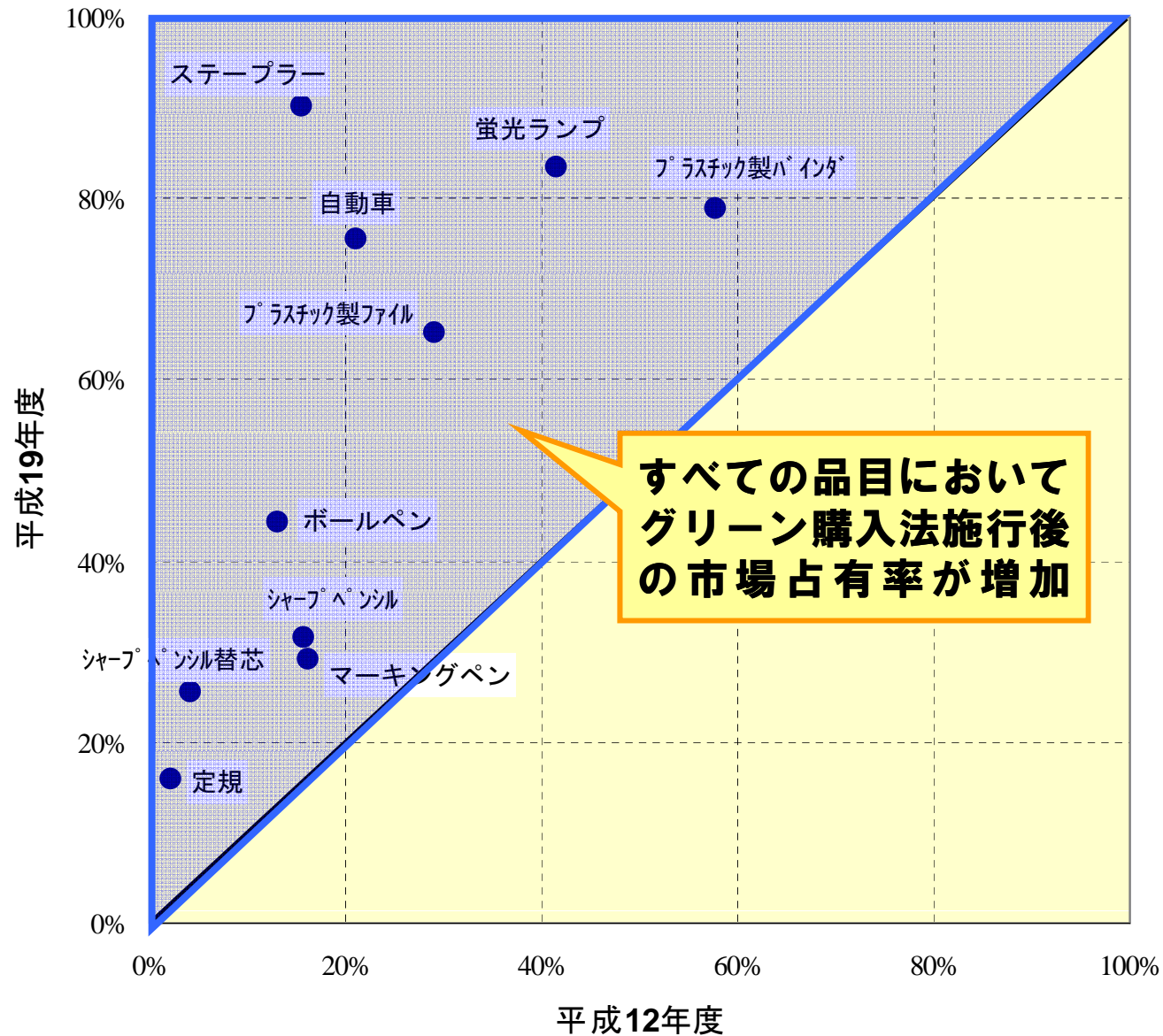
特定調達物品の国内販売量及び割合（ボールペン）



特定調達物品の国内出荷量及び割合（蛍光ランプ）



法施行前後の特定調達物品等の市場占有率の推移



本日の説明の内容

1. **特定調達品目の新規追加及び判断の基準等の見直し概要**
2. **分野別・品目別の変更箇所について**
3. **印刷用紙及び印刷（役務）に係る判断の基準等の改定について**
4. **繊維製品に係る判断の基準等の改定について**

1. 特定調達品目の新規追加及び 判断の基準等の見直し概要

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要①

◇基本方針前文

- 「環境物品等の調達の基本的考え方」において、物品等の調達に当たっては、事業者の法令遵守はもちろん、さらなる環境負荷低減に向けた取組に配慮する旨記載
- 「環境物品等に関する情報の活用と提供」において温室効果ガス削減のための新たな取組の活用に関する記載
 - ➡ カーボン・オフセット
 - ➡ カーボンフットプリント

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要②

◇紙類

- コピー用紙について総合評価値に係る経過措置を終了
(70→80へ引き上げ)
- 印刷用紙に係る判断の基準を見直し(コピー用紙につづき
総合評価指標を導入)

◇文具類

- スタンプ台、OAクリーナー(ウェットタイプ)及びつづりひもについて判断の基準を見直し
- 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率のより高いものを調達するよう配慮事項に追記

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要③

◇OA機器

- 「**掛時計**」を品目として追加
- 国際エネルギースタープログラム制度の運用細則の見直しに伴い、コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、ディスプレイについて判断の基準を見直し
- トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて製品の化学安全性等の確認に関する留意点を備考に追記

◇家電製品

- 省エネ法の多段階評価基準の改正に伴い、電気冷蔵庫等及び電気便座について判断の基準を見直し
- テレビジョン受信機を品目から削除（省エネ法のトップランナー基準の改正に伴う暫定措置）

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要④

◇エアコンディショナー等

- 省エネ法のトップランナー基準の改正に伴い、エアコンディショナーについて判断の基準を見直し

◇自動車等

- 一般公用車用タイヤを「乗用車用タイヤ」に変更するとともに、判断の基準を見直し（「転がり抵抗係数」に係る試験方法のJIS規格化）

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要⑤

◇制服・作業服

- 「帽子」を品目として追加
- 制服・作業服について判断の基準を見直し（再生材等の配合率の算定に使用する分母を原則として製品全体重量比から繊維部分全体重量比へ、再生PET樹脂等の配合率引き上げ、回収・リサイクルシステムの構築等）

【以下、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品、防災備蓄用品に含まれる繊維製品に共通】

◇インテリア・寝装寝具

- カーテン及び布製ブラインドについて判断の基準を見直し
- タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットについて判断の基準を見直し
- 毛布及びふとんについて判断の基準を見直し
- マットレスについて判断の基準を見直し

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要⑥

◇その他繊維製品

- 「旗」「のぼり」及び「幕」を品目として追加
- 「モップ」を品目として追加
- 集会用テントについて判断の基準を見直し
- 防球ネットについて判断の基準を見直し

◇防災備蓄用品

- 生活用品・資材の繊維製品については上記繊維製品と同様の見直し
- 食料の缶詰の賞味期限について経過措置を延長（市場動向を勘案し、措置の期限を検討）

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要⑦

◇公共工事

- 「中温化アスファルト混合物」を品目として追加
- 「高日射反射率防水」を品目として追加
- 「高日射反射率塗料」を品目として追加
- 「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」を品目として追加
- 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）、陶磁器質タイルについて判断の基準を見直し
- 断熱材について判断の基準を見直し
- 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管について名称変更及び判断の基準を見直し
- 自動水栓について判断の基準を見直し
- 洋風便器について名称変更及び判断の基準を見直し
- 断熱サッシ・ドアについて配慮事項を追記

特定調達品目及び判断の基準等の見直し概要⑧

◇役務

- 「クリーニング」を品目として追加
- 印刷の判断の基準等を見直し（リサイクル適性の適切な反映、資材確認票の本格的な導入、植物由来の油を含有したインキの使用等）
- リグループ（再生することなく再溝切りが可能）を自動車専用タイヤ更生の対象範囲に追加
- ロングライフクーラント（冷却水）の再利用を自動車整備の配慮事項に追記
- 再使用・再生利用可能な植込み材の使用を植栽管理の配慮事項に追記
- 機密文書処理について、印刷の判断の基準の見直しに伴う古紙分別方法例の記述変更

11品目を特定調達品目に追加

【1品目削除】

41品目の判断の基準の見直し

19分野256品目

判断の基準と配慮事項

判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
 - ➡ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - ➡ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
 - ➡ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項
 - ➡ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

2. 分野別・品目別の変更箇所について

コピー用紙 【p.7】

総合評価値に係る経過措置を終了

- 昨年度の検討において平成21年度1年間には総合評価値70以上で特定調達物品とする経過措置を設定
- 平成22年度における供給見込量の調査結果から総合評価値80以上への引き上げは可能と判断
 - ➡ 平成22年度は年間20数万トンの供給が現時点において見込まれている

単位：トン

総合評価値	販売実績量（平成21年）				今後の供給可能量
	4月	5月	6月	月平均	
70～80未満	15,230	15,223	15,575	15,343	2,400
80以上	5,449	3,981	4,036	4,489	19,700
合計	20,679	19,204	19,611	19,831	22,100

文具類 【p.14】

スタンプ台、OAクリーナー（ウェットタイプ）及び つづりひもの判断の基準の見直し

- 再生プラスチック配合率40%以上使用→70%以上（ポストコンシューマ材料の場合60%以上）
- スタンプ台については平成22年度1年間の経過措置を設定
- 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものを調達【配慮事項】



スタンプ台（シャチハタ）



OAクリーナー（コクヨ）



つづりひも（プラス）

コピー機等【p.28】、プリンタ等【p.38】

国際エネルギースタートプログラムの改定に伴う判断の基準の見直し

- 国際エネルギースタートプログラム制度運用細則の改定（平成21年10月施行）への対応
 - 標準消費電力量（1週間の消費電力量）の基準（表1・表2参照）
 - 低電力時、待機時消費電力の基準（コピー機等：表3・表4、プリンタ等：表3～表5参照）
 - コピー機等、プリンタ等については製品速度（1分当たりの印刷速度）に応じ自動両面印刷機能に係る要件を設定
 - 平成22年度1年間の経過措置の設定

ファクシミリ【p.42】、スキャナ【p.45】

国際エネルギースタープログラムの改定に伴う判断の基準の見直し

- 国際エネルギースタープログラム制度運用細則の改定（平成21年10月施行）への対応
 - 標準消費電力量（1週間の消費電力量）の基準（ファクシミリ：表1・表2参照）
 - 低電力時、待機時消費電力の基準（ファクシミリ：表3、スキャナ）
 - 平成22年度1年間の経過措置を設定

ディスプレイ 【p.49】

国際エネルギースタープログラムの改定に伴う判断の基準の見直し

- 国際エネルギースタープログラム制度運用細則の改定（平成21年10月施行）への対応
 - 主としてコンピュータの表示装置として使用する可視対角線60インチ以下のディスプレイを対象
 - オンモード及びスリープモード、オフモードに係る消費電力の基準
 - 平成22年度1年間の経過措置を設定

カートリッジ等①【p.58】

調達に当たっての留意点

- カートリッジ等の製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確認の方法
 - ア. トナー又はインクに関するAmes試験報告書等
 - イ. トナー又はインクに関するMSDS
 - ウ. 各種システムの構築・再資源化率等に関する証明書等
- ➡ 上記ア～ウの書類を備えていること（調達者からの要求に応じて適切に回答できること。事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなども含まれる）

カートリッジ等②

回収システムの確認（フリーライド事例の発生）

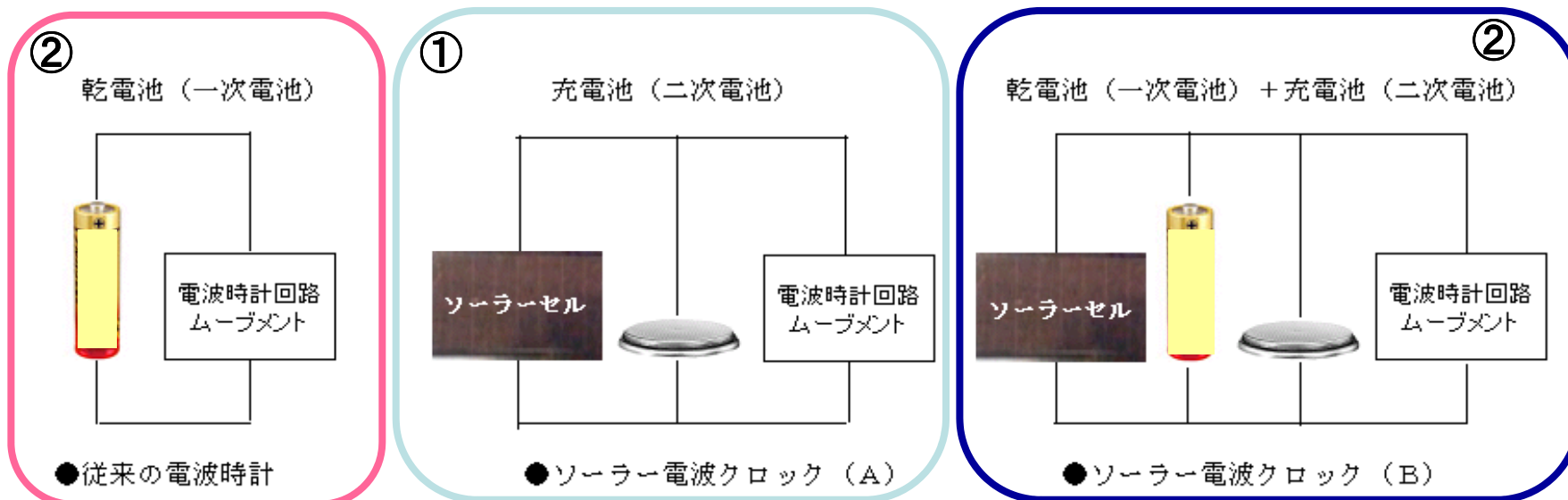
- 調達時に事業者に対し、カートリッジ等の回収システム（判断の基準①）の有無の確認が必要



掛時計 【p.62】

「掛時計」の特定調達品目への追加 一次電池の不使用等に係る判断の基準の設定

- ① 太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）等の蓄電機能を有し、一次電池を使用せず作動するもの
- ② 一次電池が使用される場合は5年以上使用可能
 - 通常の執務室・会議室等の壁掛型（大型は除く）の時計



電気冷蔵庫等① 【p.66】

電気冷蔵庫等に係る省エネ法多段階評価（星の数）の見直しに伴う判断の基準の見直し

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満足すること
- 定格内容積400ℓ以下の製品については、多段階評価基準の3つ星でも可（備考5）

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	144%以上
★★★★	122%以上 144%未満
★★★	100%以上 122%未満
★★	83%以上 100%未満
★	83%未満

基準を満足

電気冷蔵庫等②

統一省エネラベルの例（同程度の内容積の比較）



426ℓの5☆製品の例



416ℓの4☆製品の例

電気便座① 【p.68】

電気便座に係る省エネ法多段階評価の新たな設定に伴う判断の基準の見直し

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満足すること
- 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式の製品については、多段階評価基準の3つ星でも可（備考3）

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	150%以上
★★★★	125%以上150%未満
★★★	100%以上125%未満
★★	78%以上100%未満
★	78%未満

基準を満足

電気便座②

統一省エネラベルの例（瞬間式・貯湯式の比較）



瞬間式の**5☆**製品の例



瞬間式の**4☆**製品の例



貯湯式の**3☆**製品の例

特定調達品目からの除外品目

テレビジョン受信機の除外理由

- 省エネ法の目標年度（2008年度）を迎えたテレビジョン受信機は販売されている製品のほとんどが目標値をクリア
- 2012年度を目標年度とする新たなトップランナー基準を検討し、最終とりまとめが示されたところであるが、**現行の基準の測定方法と異なる方法が採用される見通し**



新たなトップランナー基準の施行時に現行の測定方法による判断の基準では調達が困難となることが想定

新旧いずれの測定方法であっても省エネ法の多段階評価基準4つ星以上（新基準を推奨）

平成22年度にトップランナー基準の告示を受け**特定調達品目に再追加**予定

エアコンディショナー（家庭用）① 【p.72】

エアコンディショナー（家庭用）に係る省エネ法トップランナー基準改正等に伴う判断の基準の見直し

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上の基準を満足すること

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	109%以上
★★★★	100%以上109%未満
★★★	90%以上100%未満
★★	80%以上90%未満
★	80%未満

基準を満足

エアコンディショナー（家庭用）②

統一省エネラベルの例（冷房能力2.8kWの比較）



寸法規定の5☆製品の例

半間（窓のサイズ）
に設置できるもの



寸法規定の4☆製品の例

エアコンディショナー（業務用）

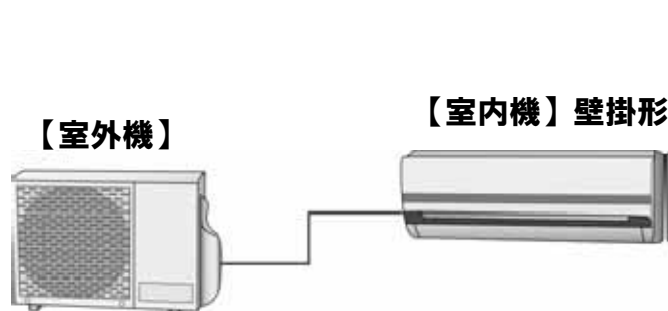
エアコンディショナー（業務用）に係る省エネ法トップランナー基準設定に伴う判断の基準の見直し

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星相当以上の基準を満足すること
 - 業務用エアコンの4つ星相当以上の製品とは、表3の基準エネルギー効率又は算定式によって算定された数値に88/100を乗じた数値を下回らない

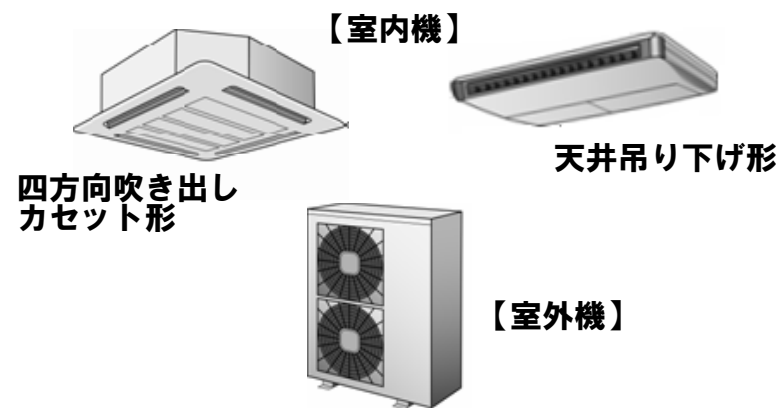
エアコンディショナー

家庭用エアコンと業務用エアコン

- 家庭用エアコンは、一般住宅の居室等向けの「ルームエアコン」
 - 「1対1のセパレート形」「壁掛形」等
- 業務用エアコンは、主として業務用建物の事務所、店舗等向けの「パッケージエアコン」
 - 用途に応じて「店舗用エアコン」「ビル用マルチエアコン」「設備用エアコン」の3つに区分



家庭用エアコンの例
(1対1セパレート形)



業務用エアコンの例 (店舗用)

省エネ型製品情報サイト①（省エネ性能情報）

【本サイトの概要】

- 小売事業者の表示制度の運用のために作成されたデータベース
- 統一省エネラベル等の印刷が可能
- 事業者の登録に基づく最新の省エネ性能ランキングを①製品ごと一覧、②メーカーごと一覧、③製品の区分ごと一覧で閲覧可能
- 一般消費者向けの家電製品及びガス・石油製品の省エネ性能情報の提供サイト

省エネ型製品情報サイト
～統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報～

ECCJ home | 省エネ機器

ご利用案内 | 検索・印刷のヒント

統一ラベル作成用エクセルダウンロード
統一省エネラベル個別作成

以下を選択して、最後に検索ボタンを押して下さい。

* 印の付いたものは必須選択項目です。

■製品選択

* 家電製品 ガス・石油製品

* 製品を選んでください。▼

区分を選んでください。▼

■メーカー

メーカーを選んでください。▼

■型番(前方一致)

■JANコード(前方一致)

■年度(販売店用です。詳しくはこちらをご覧ください)

* 2009年度 ▼

検索

※ 個別ラベル作成に際しては、ページ右上の検索・印刷のヒントを参照ください。

動作推奨環境
windowsXP以降,Macintosh OSX以降
Internet Explorer 6・7、Firefox 2以降
x64、開発などのテスト版では動作保証できませんので、ご了承下さい。

統一省エネラベルをプリントするには最新のFlash Playerが必要になります。

Get ADOBE FLASH PLAYER

- ・ 省エネラベル制度
- ・ 省エネ法判断基準

◆ 新着情報

- 09.05.12 ラベル印刷が上手くできない現象について(PDF)
- 09.05.08 エアコンの多段階評価基準変更について(PDF)
- 09.04.30 冷蔵庫の新基準ラベル、便座の統一省エネラベルは本日11時より印刷できます。
- 09.04.28 電気冷蔵庫及び電気便座の多段階評価基準について(PDF)
- 09.04.27 ラベル印刷が上手くできない現象について(PDF)
- 09.03.23 2009年度版の統一省エネラベルについて(PDF)
- 09.01.30 製品の環境性能を記載した二次元バーコードのラベル印刷について(PDF)
- 08.04.03 液晶・プラズマTVのラベルを印刷された店舗様へ(お詫ごとお願い) (PDF)
- 08.03.21 液晶・プラズマTV新基準ラベルの印刷が可能になりました(PDF)
- 08.03.17 液晶・プラズマTV新基準ラベルの印刷について

(財)省エネルギーセンターホームページより

省エネ型製品情報サイト② (省エネ性能情報)

製品：エアコン
目標年度：2010年度
2.8kW(規定)

1ページ目

ラベル印刷チェック	メーカーまたはブランド (並べ替え)	製品愛称	機種名 (型番)	省エネラベリング制度				年間電気代 (円/年)	冷房				暖房				備考 (機能の補足等)	本サイト掲載日 (並べ替え)	JANコード				
				多段階評価 (並べ替え)	省エネ性 マーク	目標年度	省エネ 基準 達成率 (%) (並べ替え)		APF (3年 エネルギー 消費効率) (並べ替え)	電源電圧 (V)	消費電力 (kW)	COOP	冷房期間 消費 電力量 (kWh)	暖房 標準 能力 (外気 7℃) (kW)	消費電力 (kW)	COOP				暖房期間 消費 電力量 (kWh)	暖房 低温 能力 (外気 2℃) (kW)	期間 消費 電力量 (kWh)	
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-X280C	★★★★★	●e	2010	115	6.7	18,400	100	2.8	475	5.89	209	3.2	515	6.21	628	5.6	837		2009年10月13日	
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-X280D2	★★★★★	●e	2010	115	6.7	18,400	200	2.8	475	5.89	209	3.2	515	6.21	628	5.7	837		2009年10月13日	
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-280CXR	★★★★★	●e	2010	115	6.7	18,400	100	2.8	475	5.89	209	3.2	515	6.21	628	5.6	837		2009年10月13日	
<input type="checkbox"/>	三菱電機	霧ヶ峰ムーブアイ	MSZ-ZW280	★★★★★	●e	2010	115	6.7	18,400	100	2.8	525	5.33	209	3.6	630	5.71	628	5.6	837		2009年10月17日	
<input type="checkbox"/>	東芝	大清快	RAS-281PDR	★★★★★	●e	2010	113	6.6	18,700	100	2.8	580	4.83	222	3.2	530	6.04	628	5.3	850		2008年10月09日	
<input type="checkbox"/>	日立	イオンミスト ステンレス・クリーン 白くまくん	RAS-S28Z	★★★★★	●e	2010	113	6.6	18,700	100	2.8	515	5.44	209	3.2	530	6.04	641	5.5	850		2009年10月20日	
<input type="checkbox"/>	東芝	大清快	RAS-281UDR	★★★★★	●e	2010	113	6.6	18,700	100	2.8	590	4.75	222	3.2	540	5.93	628	5.3	850		2009年11月10日	
<input type="checkbox"/>	日立	イオンミスト ステンレス・クリーン 白くまくん	Now RAS-SC28Z	★★★★★	●e	2010	113	6.6	18,700	100	2.8	515	5.44	209	3.2	530	6.04	641	5.5	850		2009年12月01日	
<input type="checkbox"/>	ダイキン工業	うるるとさらら	AN28KRS	★★★★★	●e	2010	112	6.5	19,000	100	2.8	490	5.71	218	3.2	510	6.27	645	5.6	863	快適エコ自動運転・自動フィルタ掃除搭載	2008年10月28日	
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-RX280D2	★★★★★	●e	2010	112	6.5	19,000	200	2.8	465	6.02	224	3.2	485	6.6	639	6.3	863		2009年10月13日	
<input type="checkbox"/>	ダイキン工業	Rシリーズ	Now AN28LRS	★★★★★	●e	2010	112	6.5	19,000	100	2.8	570	4.91	221	3.2	555	5.77	642	5.6	863	新機能・4方気流搭載	2009年12月09日	
<input type="checkbox"/>	ダイキン工業	Hシリーズ	Now AN28LHS	★★★★★	●e	2010	112	6.5	19,000	100	2.8	570	4.91	221	3.2	555	5.77	642	5.6	863	新機能・4方気流搭載	2009年12月09日	
<input type="checkbox"/>	三菱電機	霧ヶ峰ムーブアイ	MSZ-ZW289	★★★★★	●e	2010	110	6.4	19,300	100	2.8	520	5.38	215	3.6	640	5.63	662	5.5	877		2008年09月25日	
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-SX289A	★★★★★	●e	2010	110	6.4	19,300	100	2.8	550	5.09	218	3.2	560	5.71	659	4.8	877		2009年02月21日	
<input type="checkbox"/>	三菱電機	霧ヶ峰ムーブアイ	MSZ-ZW288	★★★★★	●e	2010	108	6.3	19,600	100	2.8	530	5.28	218	3.6	630	5.71	673	5.5	891		2007年10月22日	
<input type="checkbox"/>	日立	ステンレス・クリーン 白くまくん	RAS-S28X	★★★★★	●e	2010	108	6.3	19,600	100	2.8	515	5.44	221	3.6	645	5.58	670	5.5	891		2007年11月14日	
<input type="checkbox"/>	日立	ステンレス・クリーン 白くまくん	RAS-SC28X	★★★★★	●e	2010	108	6.3	19,600	100	2.8	515	5.44	221	3.6	645	5.58	670	5.5	891		2008年02月19日	
<input type="checkbox"/>	日立	ミストでうるおい ステンレス・クリーン 白くまくん	RAS-S28Y	★★★★★	●e	2010	108	6.3	19,600	100	2.8	515	5.44	221	3.6	645	5.58	670	5.5	891		2008年11月10日	
<input type="checkbox"/>	日立	ミストでうるおい ステンレス・クリーン 白くまくん	RAS-SD28Y	★★★★★	●e	2010	108	6.3	19,600	100	2.8	515	5.44	221	3.6	645	5.58	670	5.5	891		2009年04月08日	
<input type="checkbox"/>	三菱電機	霧ヶ峰ムーブアイ	MSZ-ZW287	★★★★★	●e	2010	106	6.2	19,900	100	2.8	520	5.38	224	3.6	620	5.81	681	5.5	905		2006年11月29日	
<input type="checkbox"/>	富士通ゼネラル	nooriaS	AS-S28V	★★★★★	●e	2010	103	6.0	20,600	100	2.8	610	4.59	244	3.6	690	5.22	691	5.2	935	フィルター自動お掃除・人感センサー付	2009年01月26日	
<input type="checkbox"/>	日立	自動お掃除カラッと除湿 白くまくん	RAS-SV28X	★★★★★	●e	2010	103	6.0	20,600	100	2.8	515	5.44	227	3.6	655	5.5	708	5.4	935		2008年07月08日	
<input type="checkbox"/>	日立	自動お掃除カラッと除湿 白くまくん	RAS-SH28Y	★★★★★	●e	2010	103	6.0	20,600	100	2.8	515	5.44	227	3.6	655	5.5	708	5.4	935		2009年04月08日	

(財)省エネルギーセンターホームページより

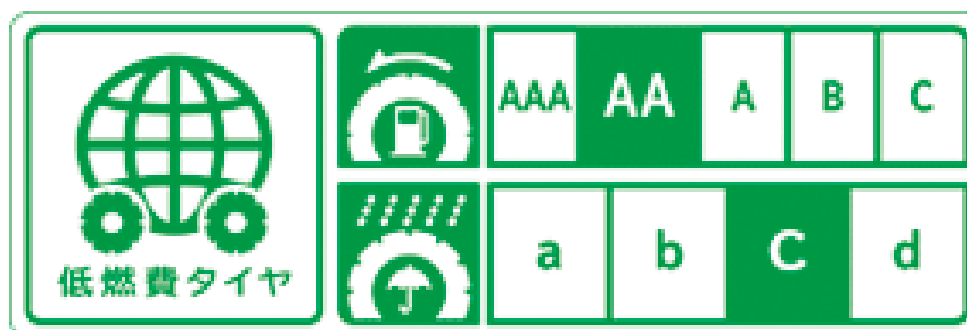
乗用車用タイヤ① 【p.100】

一般公用車用タイヤから乗用車用タイヤへ名称変更 転がり抵抗係数に係る判断の基準を設定

- 転がり抵抗係数が9.0以下であること
 - 転がり抵抗係数の試験方法はJIS D 4234（備考2）
 - 安全性の観点から十分なウェットグリップ性能（路面がぬれた状態のタイヤのグリップ力）110以上を確保

社団法人日本自動車タイヤ協会

「低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドライン」



低燃費タイヤである場合の表示

乗用車用タイヤ②

タイヤのグレーディングシステム（等級制度）

単位（N/kN）

転がり抵抗係数（RRC）	等級
$RRC \leq 6.5$	AAA
$6.6 \leq RRC \leq 7.7$	AA
$7.8 \leq RRC \leq 9.0$	A
$9.1 \leq RRC \leq 10.5$	B
$10.6 \leq RRC \leq 12.0$	C



単位（%）

ウェットグリップ性能（G）	等級
$155 \leq G$	a
$140 \leq G \leq 154$	b
$125 \leq G \leq 139$	c
$110 \leq G \leq 124$	d



帽子 【p.103】

「帽子」の特定調達品目への追加
他の繊維製品に準拠した判断の基準等の設定

旗・のぼり・幕 【p.120】

「旗」「のぼり」「幕」の特定調達品目への追加
他の繊維製品に準拠した判断の基準等の設定

●幕の対象は横断幕又は懸垂幕

モップ 【p.122】

「モップ」の特定調達品目への追加
他の繊維製品に準拠した判断の基準等の設定

中温化アスファルト混合物【p.142】

中温化アスファルト混合物の特定調達品目への追加 製造時の加熱温度の低減に係る判断の基準の設定

- 調整剤の添加により必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるもの
 - アスファルト舗装の表層・基層材料としての使用を推進（当面の間、新規骨材を使用）

高日射反射率塗料【p.143】

高日射反射率塗料の特定調達品目への追加 日射反射率に係る判断の基準の設定

- 近赤外域における日射反射率
 - ⇒明度 $L^* \leq 40.0$: 40.0%以上
 - ⇒明度 $L^* > 40.0$: L^* の値以上

高日射反射率防水【p.144】

高日射反射率防水の特定調達品目への追加 日射反射率に係る判断の基準の設定

- 近赤外域における日射反射率50.0%以上

再生材料を用いた舗装用ブロック類（焼成）【p.144】、 陶磁器質タイル【p.147】

重金属等有害物質に係る判断の基準の追加

- 重金属等有害物質の**溶出**について問題のないこと
（土壌の汚染に係る環境基準の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したもの）
- 重金属等有害物質の**含有**について問題のないこと
（土壌汚染対策法の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したもの）【配慮事項】

断熱サッシ・ドア【p.147】

サッシの枠・障子への断熱材の使用等【配慮事項】

排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管【p.155】

「ポリ塩化ビニル管」へ名称変更 排水・通気用の判断の基準の統一化

- 使用済みの硬質ポリ塩化ビニル管を原料として製品全体重量比で30%以上使用
 - 敷地内の排水設備で屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に適用

自動水栓【p.155】

自動水栓に係る判断の基準の見直し

- 手を近づけた場合に非接触で自動吐水、手を遠ざけた場合に自動止水
 - 公共用トイレの洗面用又は手洗用の水栓に適用

洋風便器【p.155】

「洋風便器」へ名称変更、判断の基準の見直し

- 洗浄水量が8.5ℓ/回以下であること（10.5ℓ/回以下から削減）

泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法【p.158】

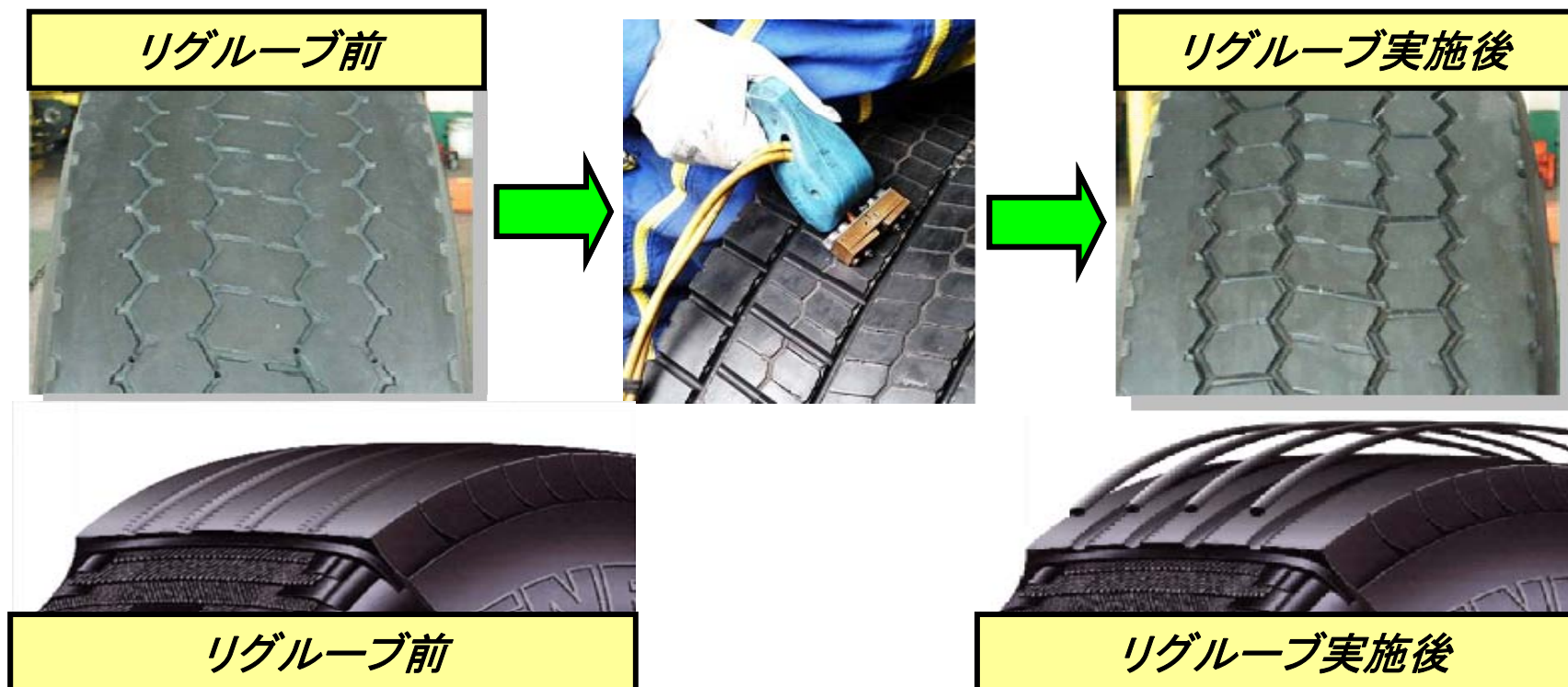
山留め工法の「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」の特定調達品目への追加

- 泥土の再利用又はセメント系固化剤の注入量の削減による施工に伴う泥土の発生低減
 - 仮設工事において使用

自動車専用タイヤ更生（リググループ）①【p.167】

タイヤのリググループを対象範囲に追加

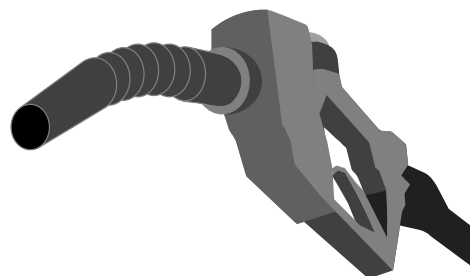
- 再生することなく再溝切り（リググループ）が可能
 - トラック・バス用タイヤが主な対象



自動車専用タイヤ更生（リグリーブ）②



タイヤの寿命を最大25%
伸ばすことが可能



転がり抵抗が低くなった状態
で走行ができるため燃費性能
向上が期待



安全性の向上
(排水性能)



リグリーブされたタイヤは
使用後に更正(リトレッド)可能



寿命が伸びるため、廃棄
タイヤなどの環境負荷の
低減が可能

自動車整備【p.168】

ロングライフクーラント（冷却水）の再利用【配慮事項】

植栽管理（植込み材）①【p.171】

土の代替となる植込み材【配慮事項】

- 再使用・再生利用可能な土の代替となる植込み材



写真：株式会社プラネット提供

植栽管理（植込み材）②

土耕栽培植物		ハイドロカルチャー
<p>早い</p> <p>わきやすい</p> <p>重い</p> <p>専門的</p> <p>強い</p> <p>安い</p> <p>リサイクル不可</p>	<p>育ち</p> <p>虫やカビ</p> <p>重量</p> <p>メンテナンス</p> <p>強さ</p> <p>価格</p> <p>植込用土</p>	<p>若干遅い</p> <p>わきにくい</p> <p>軽い</p> <p>容易</p> <p>根付くまでが若干弱い</p> <p>高い</p> <p>リサイクル可能</p>
<p>コスト重視</p>	<p>需要</p>	<p>特に衛生的な必要がある場所等</p>

クリーニング ① 【p.191】

「クリーニング」の特定調達品目への追加 省エネ、ハンガー再使用等に係る判断の基準の設定

【判断の基準】

- ① ドレンの回収・再利用による省エネ、水資源節約等の環境負荷低減
- ② エコドライブの推進のための措置
 - エコドライブの運転者への周知
 - エコドライブの責任者設置、マニュアルの作成等の取組
 - エネルギー使用実態の把握、エネルギー使用の管理
- ③ ハンガーの回収・再使用等の仕組み構築
 - 回収のための情報提供
 - 回収されたハンガーの再使用
 - 再使用できない場合は可能な限りマテリアルリサイクル

クリーニング②

クリーニングに係る配慮事項

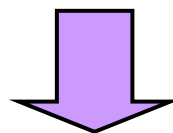
【配慮事項】

- ① 揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制
- ② ランドリー用水、洗剤の適正利用
- ③ 事業所等におけるエネルギー使用量の削減
- ④ 低燃費・低公害車による集配等の実施
- ⑤ 包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減
- ⑥ 省エネ型のクリーニング設備等の導入

3. 印刷用紙及び印刷（役務） に係る判断の基準等の改定 について

印刷用紙及び印刷に関する基本的考え方

- 古紙パルプ配合率の高い製品の調達を最優先とする方針（古紙パルプ配合率の最低ラインを設定）の下、印刷用紙への総合評価指標の導入
- 高度な古紙リサイクルを推進するため「紙にリサイクルできる印刷物」の製作が原則
- 印刷物へのリサイクル適性の表示



古紙の利用促進及び古紙の循環システムの構築

印刷用紙に係る判断の基準の見直し

○品目分類として「塗工されていない印刷用紙」及び「塗工されている印刷用紙」に変更

● 塗工されていない印刷用紙

- ▶ **非塗工印刷用紙**（書籍、雑誌、カタログ、チラシなどに使用される紙で表面に顔料などが塗布されていないもの）
- ▶ ファンシーペーパー、抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む）は総合評価指標の加点項目（リサイクル適性Aランクで+5）の関係で非塗工に分類

● 塗工されている印刷用紙の例

- ▶ **塗工印刷用紙**（幅広く印刷用として利用されている紙で、印刷適性の向上のため紙の表面に一定量の顔料を塗布する加工を行っており、塗布量や原紙のグレード等により、アート紙、コート紙、軽量コート紙等に分類）
- ▶ **微塗工印刷用紙**（非塗工印刷用紙と塗工印刷用紙の間に位置し、印刷適性の向上のため紙の表面に微量の顔料を塗布する加工を行っているもの）

印刷用紙に係る判断の基準の見直し

○印刷用紙への総合評価指標の導入

- 現行の判断の基準を満足する製品はすべて特定調達物品
- 原料となるパルプの組成を基本項目とし、塗工印刷用紙は「塗工量」、非塗工印刷用紙は「白色度」を加点項目
- ファンシーペーパー又は抄色紙については白色度に代えてリサイクル適性がAランクの場合加点措置

指標項目		基本項目			加点項目	
		古紙パルプ配合率	森林認証材・間伐材パルプ合計利用割合	その他持続可能性を目指したパルプ利用割合	白色度※	塗工量
塗工されていない印刷用紙	対象	○	○	○	○	—
	範囲	60~100%	0~40%	0~40%	~75%	—
	指標値	50~90	0~40	0~20	15~0	—
塗工されている印刷用紙	対象	○	○	○	—	○
	範囲	60~100%	0~40%	0~40%	—	~30g/m ²
	指標値	50~90	0~40	0~20	—	15,10,5,0

印刷用紙への総合評価指標の導入

総合評価指標の導入目的と期待される成果

- 品質面を含め、環境価値を一律ではなく総合的に評価
- 事業者が独自の技術力や地域性（工場の立地条件、製造ライン等）、製造コスト等を勘案し、それぞれの状況に合わせた環境配慮製品の生産・開発が可能
- 総合評価指標の導入により古紙偽装の原因としてあげられた問題の解決に寄与
- 環境価値の大小を数量的に消費者に伝えることが可能
- 各環境指標間の重み付けは、ライフサイクル上のインパクトとともに、製紙メーカーの製品供給状況、情報開示の進捗状況及び政策的判断を踏まえて議論し、決定するもの

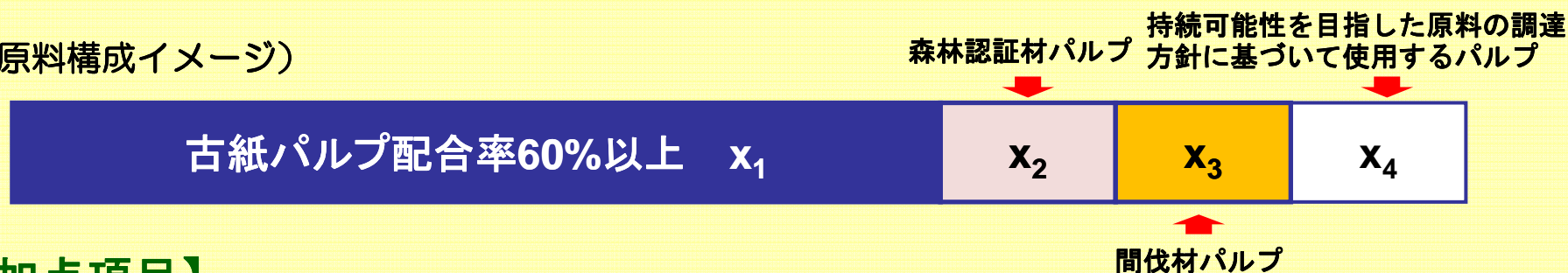
印刷用紙に係る総合評価指標の概要

- 指標項目は、廃棄物削減、資源の有効活用、持続可能な森林経営等の観点から、**原料組成を基本項目**とする。また、その他の環境価値の評価として、塗工用紙は**塗工量**、非塗工用紙は**白色度を加点項目**とする

【基本項目】

1. 古紙パルプ配合率 (x_1) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
2. 森林認証材パルプ利用割合 (x_2) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
3. 間伐材パルプ利用割合 (x_3) : 森林吸収源、資源有効利用
4. 持続可能性を目指したパルプ (x_4) : 持続可能な森林経営、資源有効活用

(原料構成イメージ)



【加点項目】

5. 塗工量 : 製紙スラッジの削減、廃棄物の削減
6. 白色度 : 市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減

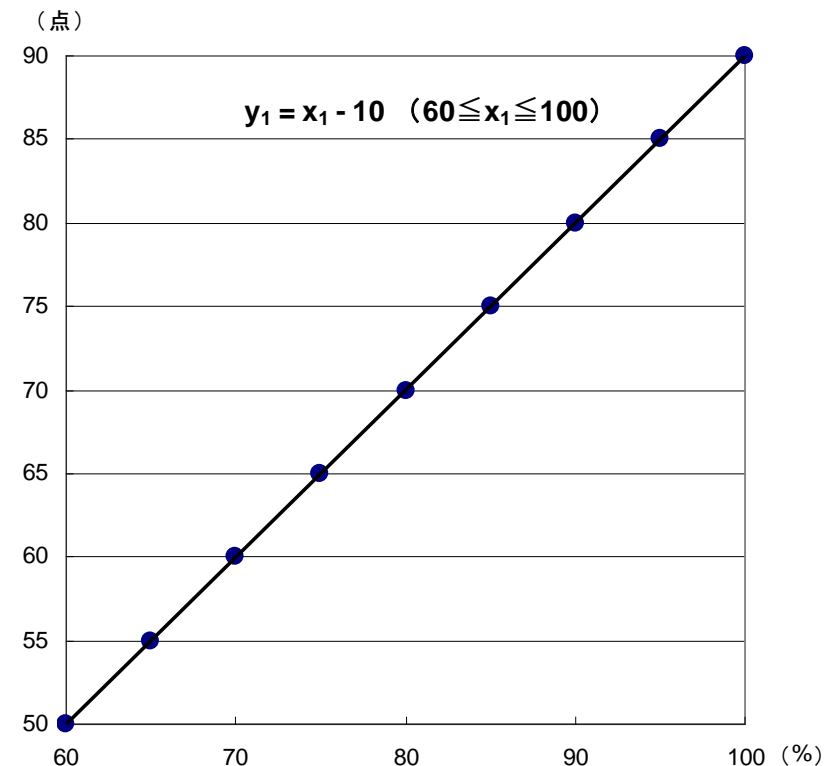
※ファンシーペーパー又は抄色紙はリサイクル適性Aランクの場合に加点措置

総合評価指標の内容（評価式と配点）

基本項目

古紙パルプ配合率（ x_1 ）

- 世界の森林面積は2000年から2005年までの間に、年平均730万haの森林が減少
- 2008年における我が国のパルプ材の73%が輸入材であり、紙の原料の多くを海外の森林に依存
- 廃棄物の削減、資源の有効利用の観点、及び環境保全上重要な森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、**古紙パルプの利用を極力推進していくことを最も重要かつ基本的な考え方**とし指標項目として設定



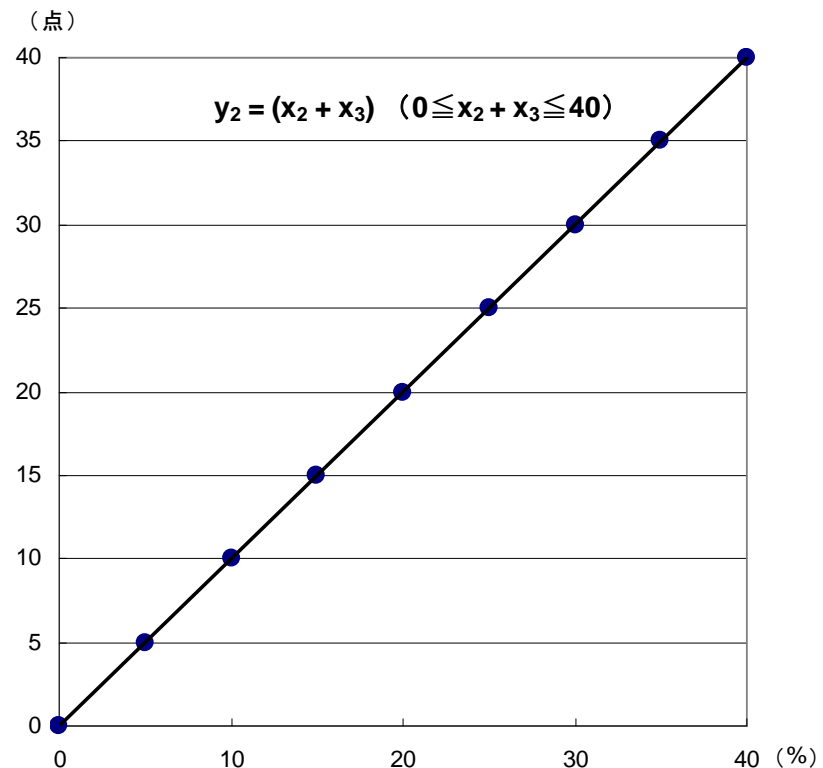
$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

総合評価指標の内容（評価式と配点）

基本項目

森林認証材パルプ（ x_2 ）及び間伐材パルプ（ x_3 ）利用割合

- 森林認証材及び間伐材については、古紙と同等の環境価値を有するものと評価
- 森林認証材は持続可能な森林経営を推進するための有効な手段
- 間伐材は森林保全、京都議定書の森林吸収源確保のための利用拡大が極めて重要な取組
- 森林保全、森林吸収源の確保、持続可能な森林経営の観点から、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合を指標項目として設定



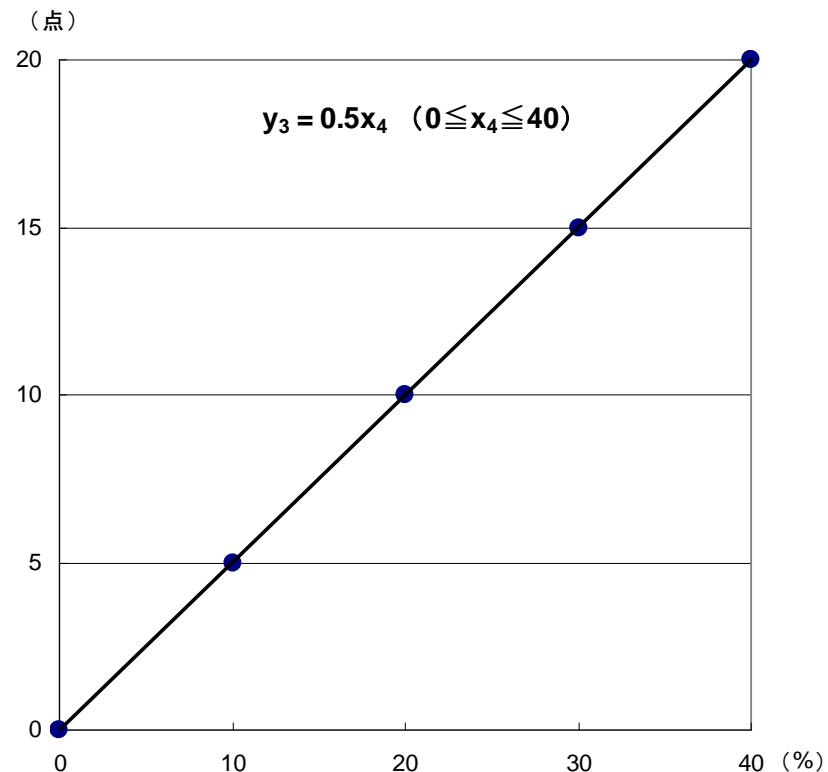
$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

総合評価指標の内容（評価式と配点）

基本項目

その他の持続可能性を目指したパルプ（ x_4 ）利用割合

- 森林資源の循環的・持続的利用の観点からの経営、生物多様性の保全等の環境的優位性や労働者の健康安全への配慮等の社会的優位性の確保に配慮された森林から産出された木材に限り調達するとの方針に基づくパルプの普及は、持続可能な森林経営に向けた取組の着実な進展を図る上で有効な手段
- 資源の有効利用、森林保全等の観点から、廃木材、建設発生木材、低位利用木材及び廃植物繊維の再・未利用木材を原料として使用することは重要な取組
- 森林吸収源の確保、持続可能な森林経営、資源の有効利用等の観点から、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合を指標項目として設定



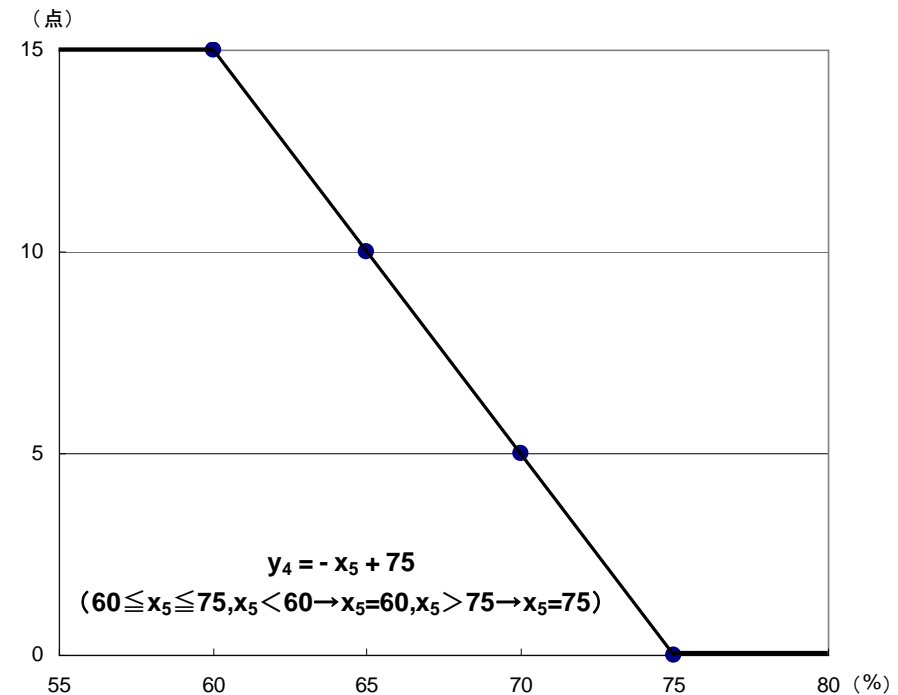
$$y_3 = 0.5x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

総合評価指標の内容（評価式と配点）

加点項目

白色度（ x_5 ） 非塗工紙に適用

- 古紙偽装原因の解決に寄与（品質要求（白色度競争）や古紙の入手困難など）
- 必要以上の白い紙の製造のために環境負荷の増大につながるおそれ（漂白剤、化学薬品使用、製造エネルギー増加、歩留まり低下等）
- 新聞古紙、雑誌古紙、ミックスペーパー等の市中回収古紙の利用促進（環境負荷低減のための出なりの白さを評価）
- ファンシーペーパー又は抄色紙については、印刷物の古紙としての利用促進の観点からリサイクル適性を評価（Aランクの場合+5）



$$y_4 = -x_5 + 75$$

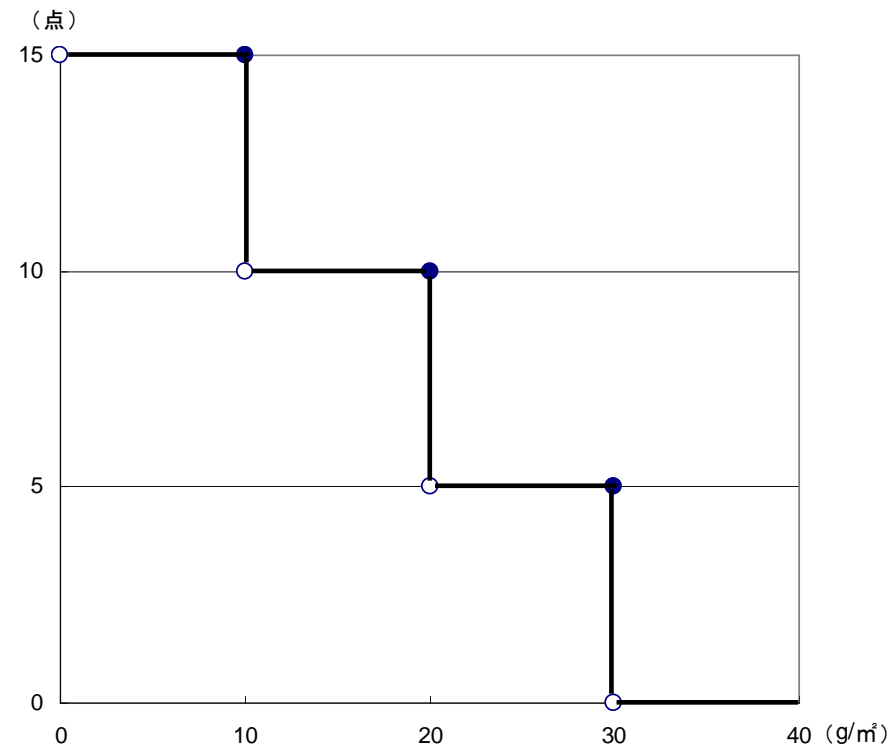
$$(60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

総合評価指標の内容（評価式と配点）

加点項目

塗工量（両面塗布量）（ x_6 ） 塗工紙に適用

- 表面塗工は、印刷適性などの品質を向上させるが、その古紙をパルプにする場合、製紙スラッジの増大をまねく
- 廃棄物削減の観点から、塗工量を低減することが必要



$y_5 = 15$ ($0 < x_6 \leq 10$)	$y_5 = 10$ ($10 < x_6 \leq 20$)
$y_5 = 5$ ($20 < x_6 \leq 30$)	$y_5 = 0$ ($30 < x_6$)

総合評価指標の内容（まとめ）

指標項目		評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲		
基本項目	古紙パルプ配合率（%）	x_1	$y_1 = x_1 - 10$	$60 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 90$	
	森林認証材パルプ配合割合（%）	x_2	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 40$	1	$0 \leq y_2 \leq 40$	
	間伐材パルプ配合割合（%）	x_3					
	その他持続可能性を目指したパルプ配合割合（%）	x_4	$y_3 = 0.5 \times x_4$	$0 \leq x_4 \leq 40$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 20$	
加点点目	非塗工	白色度（%）	x_5	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	-	$0 \leq y_4 \leq 15$
		Aランクのファンシーペーパー、抄色紙	-	$y_4 = 5$	-	-	-
	塗工	塗工量（g/m ² ）	x_6	$y_5 = 0, 5, 10, 15$	$0 \leq x_6 \leq 30$	-	$0 \leq y_5 \leq 15$

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 \geq 80 \quad (\text{非塗工})$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5 \geq 80 \quad (\text{塗工})$$

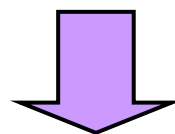
基本項目

加点点目

印刷①（役務）【p.161】

印刷に係る判断の基準の考え方

- 「紙」から「紙」へのリサイクルの促進のため紙へのリサイクルの妨げとなる材料等の不使用
- 高度なリサイクルの推進のため使用済になった印刷物のリサイクル適性を表す識別表示



「古紙リサイクル適性ランクリスト」のAランク資材のみの原則使用及び印刷物のリサイクル適性の表示

印刷②（役務）

印刷に係る判断の基準等①

【判断の基準】

- ① 印刷用紙に係る判断の基準を満たす総合評価値80以上の用紙の使用（ただし冊子形状のものについては表紙を除く）
 - ➡ 資材確認票を利用した印刷用紙を含む印刷資材等の確認・検証（資材の製造者・銘柄、リサイクル適性等）
 - ➡ 資材確認票に記載すべき印刷用紙を含む印刷資材等のランクについては、環境省のホームページへの掲載、当該製品情報へのリンクの設定など一元的な情報提供に努める

印刷③（役務）

印刷に係る判断の基準等②

【判断の基準】

- ② 紙へのリサイクルに阻害要因となる材料の不使用
 - ➡ リサイクル適性ランクリスト「Aランク」の資材の使用が原則（備考2、表1）。ただし、印刷物の用途・目的からAランク以外を使用する場合は、使用部位・廃棄方法を記載（使用の可否は発注者が適切に判断）
 - ➡ 印刷物の発注に当たっては、資材確認票によりリサイクル対応型印刷物を作製（備考4、表2）
- ③ 印刷物へのリサイクル適性の表示（備考2、3）

リサイクル適性の表示方法	
Aランクの材料のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙にリサイクルできます
CまたはDランクの材料を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています

印刷④（役務）

印刷に係る判断の基準等③

【判断の基準】

- ④ オフセット印刷の場合は植物由来の油を含有したインキであって芳香族成分が1%未満の溶剤のみが使用されるインキの使用
- ➡ いわゆる「大豆油インキ」「植物油インキ」

【配慮事項】

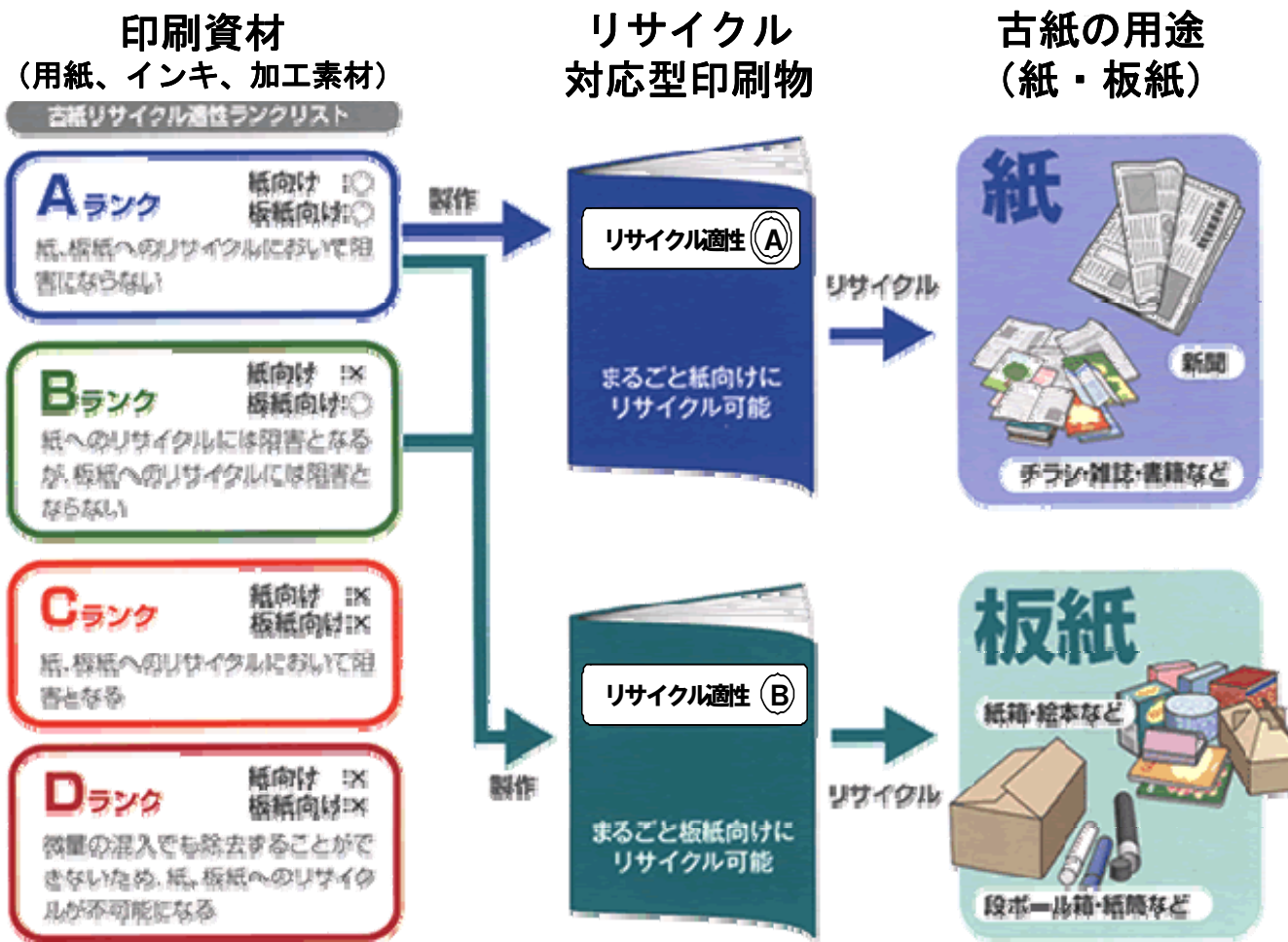
- ① 印刷物の用途及び目的を踏まえた軽量化
- ➡ 省資源化の観点から可能な限り、紙厚を薄くする等の印刷物の軽量化を進める

印刷⑤（役務）

印刷の発注時の留意点、資材確認票、識別表示

- 印刷物の「目的・機能の充足」と「リサイクル対応」の両立
 - ➡ 印刷物の発注に当たっては、企画・設計段階からリサイクル適性を考慮することが必要
- 資材確認票による印刷物の使用資材等に関する確認（表2：様式）
 - ➡ 平成22年度から本格的に**運用開始**（印刷事業者等が資材のリサイクル適性を確認、納入事業者が提出）
 - ➡ 資材確認票に記載すべき印刷用紙を含む資材等のランクについては、環境省において情報提供に努める
- 古紙リサイクル適性ランクリストに係る識別表示
 - ➡ 古紙再生促進センター及び日本印刷産業連合会における検討状況を踏まえ、適切に対応

リサイクル対応型印刷物のタイプ



注：リサイクル適性の表示方法についてはリサイクル対応型印刷物製作ガイドラインの検討結果により見直しを実施（備考3）

資材確認票の運用と様式例

- リサイクルを阻害しない資材だけを使用し、まるごとリサイクル可能な印刷物を普及させることが重要
- 企画・設計の段階からリサイクル適性に配慮することが重要
- 不要になったリサイクル対応型印刷物が適切に回収されることで、印刷・情報用紙向けの製紙原料の確保が促進

件名: _____

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

印刷資材	使用有無	リサイクル適正ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	総合評価値 90
	本文	○	A	コート紙	総合評価値 90
	表紙	○	A	コート紙	総合評価値 90
	見返し	○	A	上質紙	総合評価値 90
	カバー	-	-		
インキ類	○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇
	その他加工	-	-		
その他					

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

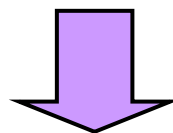
- ➡ 調達者は資材確認票でリサイクル適性を確認することが必要
- ➡ 印刷用紙等の資材の由来が確認できない場合は印刷物の納入事業者の責任で検証が必要（証明書類等の提出）

4. 繊維製品に係る判断の基準等の改定について

(制服・作業服、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品、防災備蓄用品に含まれる繊維製品)

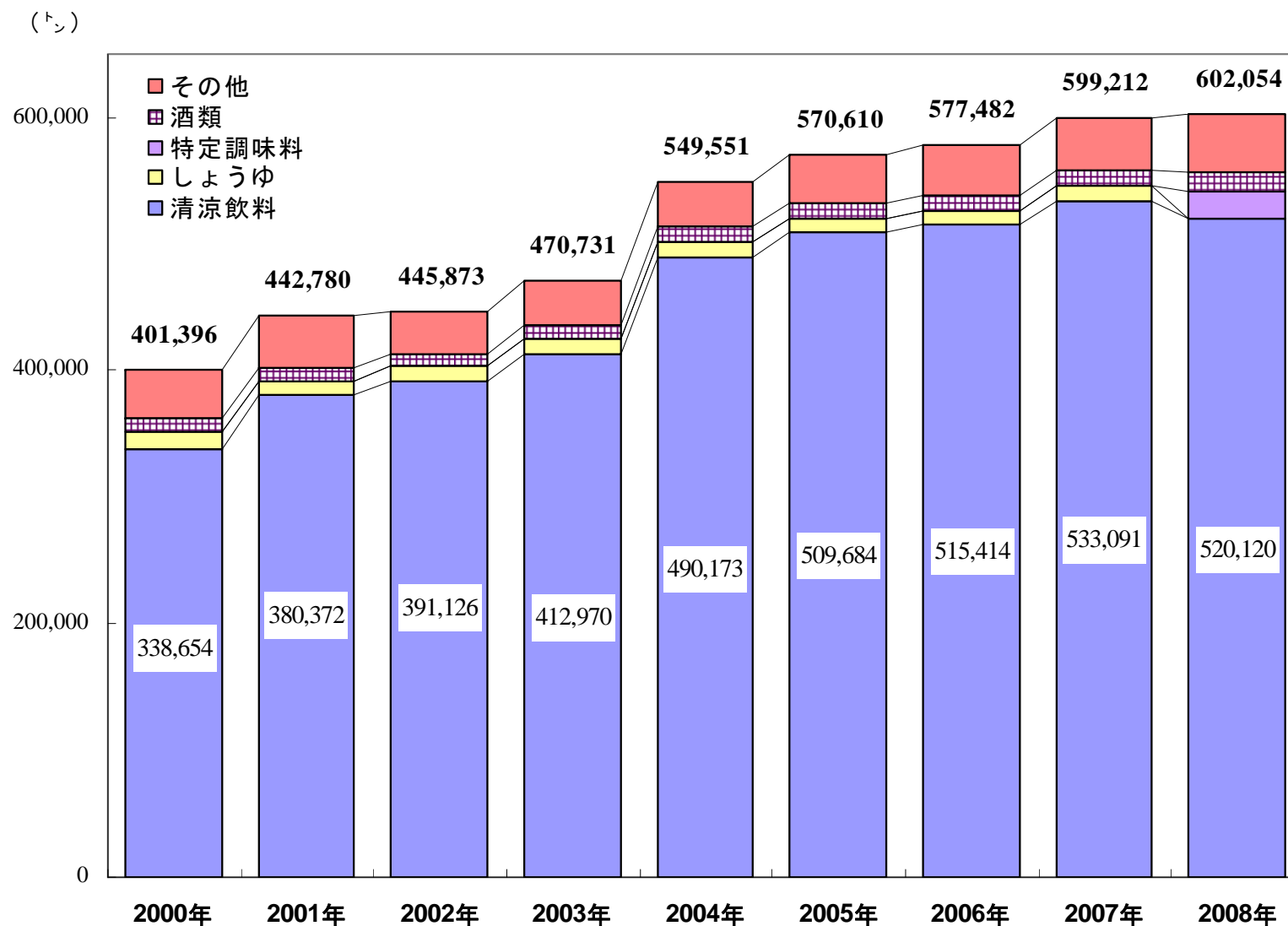
繊維製品の判断の基準等の見直しの背景

- 法施行以来据え置かれている繊維製品に係る判断の基準等の検討の必要性（特に再生PET樹脂配合率を判断の基準としている品目）
- PETボトルの生産量・販売量の増加、回収量の増加・回収率の上昇
- 使用済みPETボトルの国外への大量流出



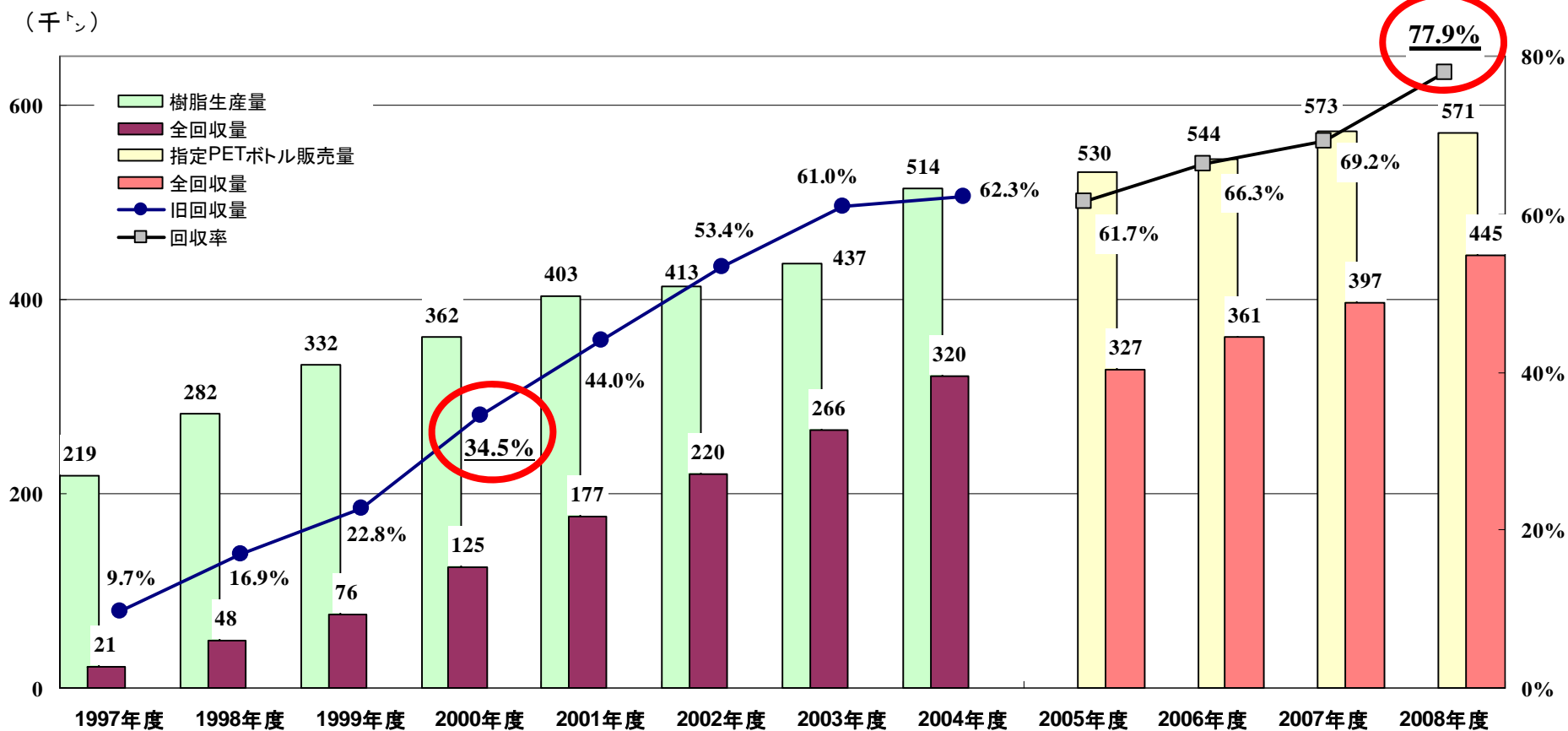
国内の回収PETボトルを資源として有効に活用

ボトル用PET樹脂の生産量の推移（暦年）



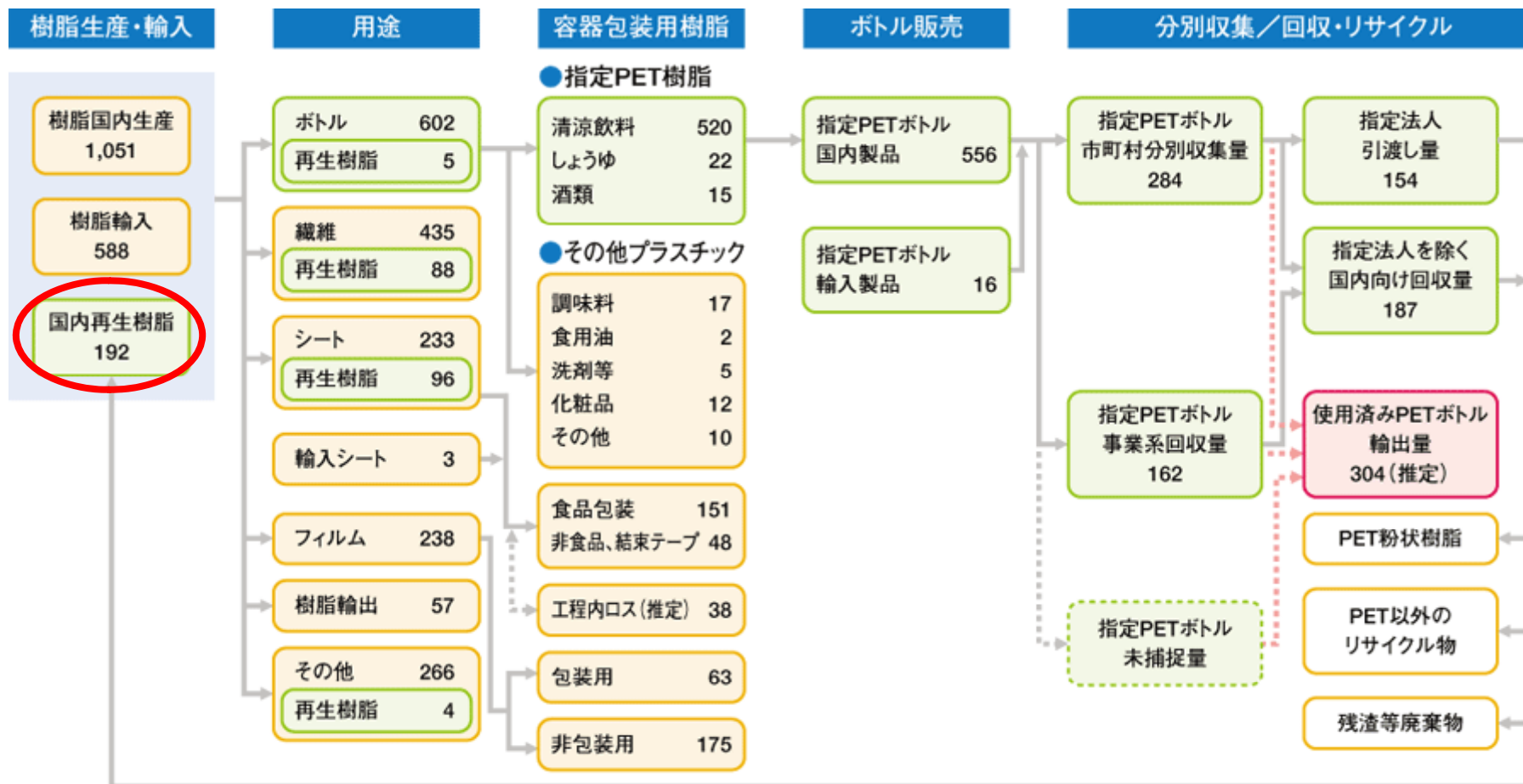
資料：PETボトル協議会

PETボトルの生産量・販売量及び回収量・率の推移



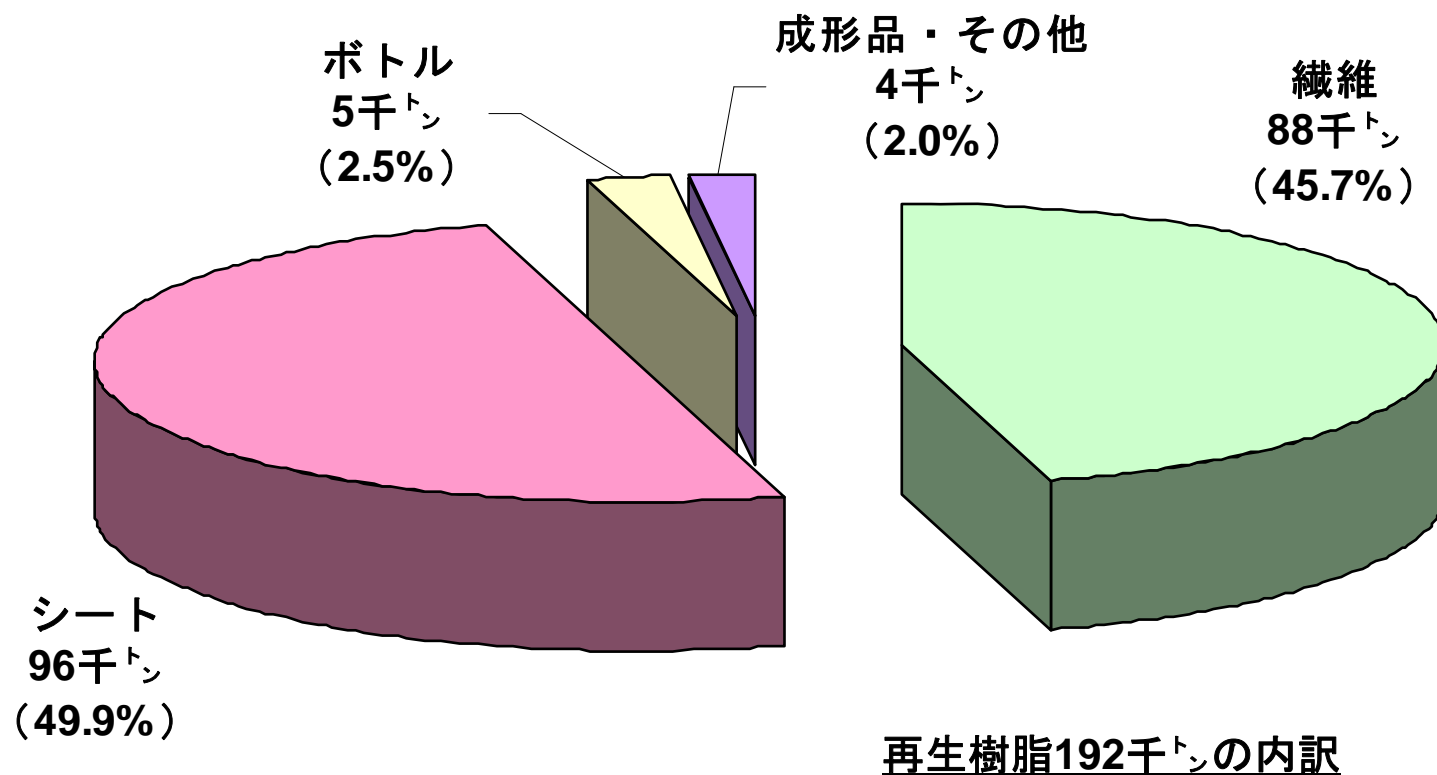
資料：環境省、PETボトルリサイクル推進協議会、PETボトル協議会

PET樹脂のマテリアルフロー（2008年度）

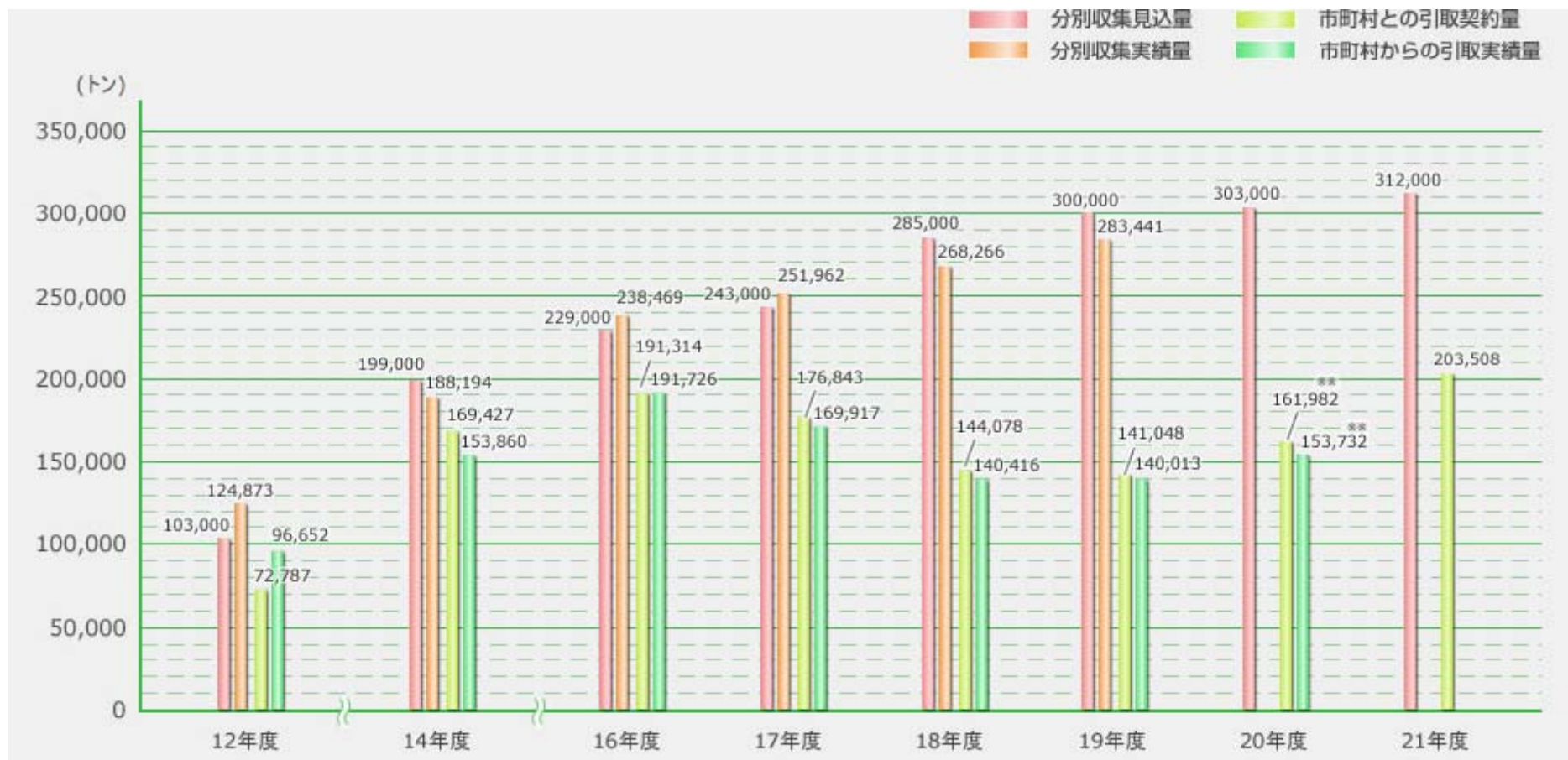


(単位：千ト)

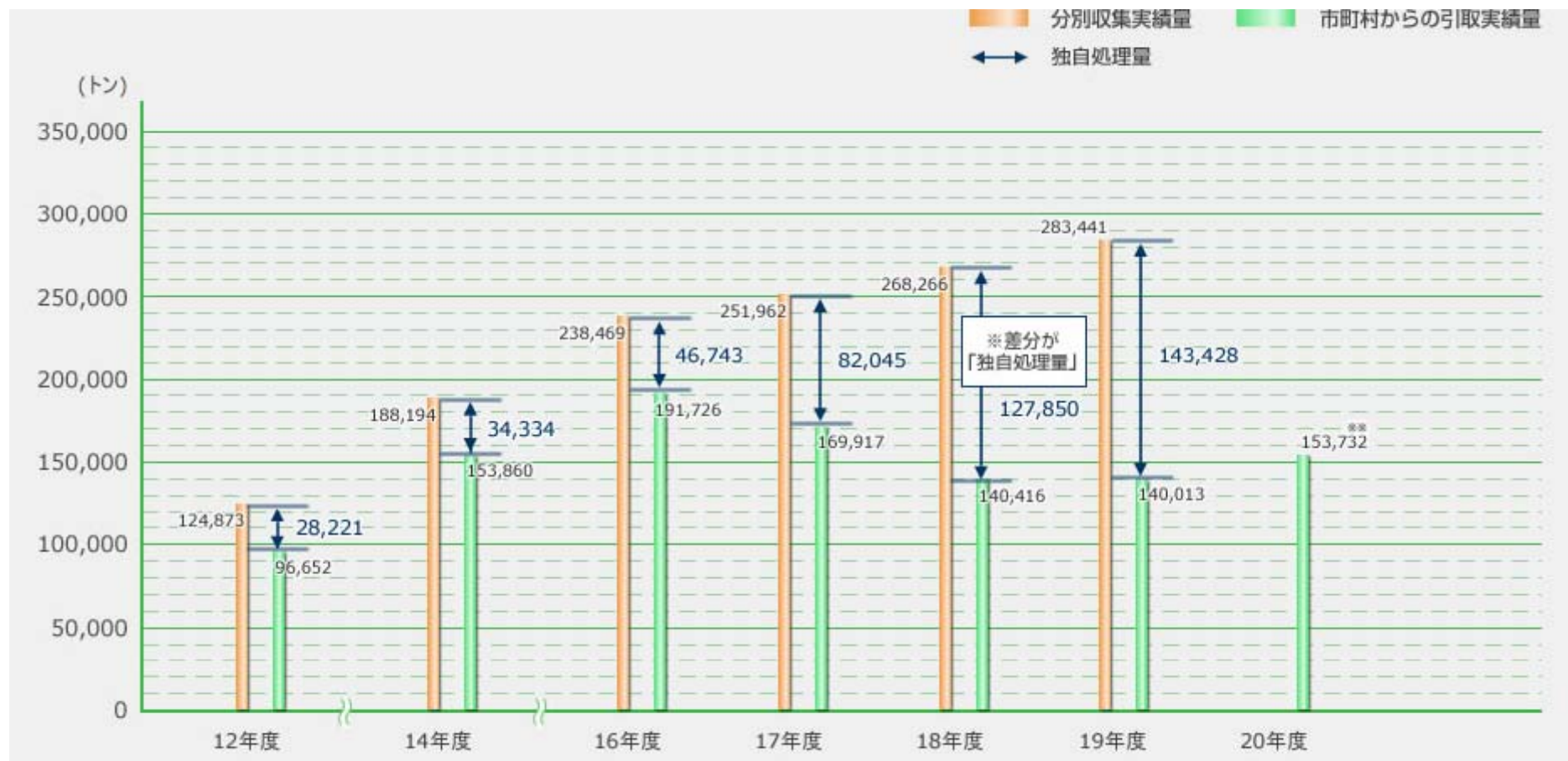
国内向け再生PETフレーク量・割合（2008年度）



見込量（契約量）と実績量の推移（PETボトル）



指定法人ルート量と独自処理量の推移（PETボトル）



繊維製品に係る判断の基準の見直しについて

繊維製品の見直しのポイント（共通）

○再生材料等の配合率の引き上げ（10%から25%へ）

製品全体重量比 → 繊維部分全体重量比

○製品の回収・再使用・リサイクルシステムの構築

①自主的な回収ルート of 構築、適切な情報提供

②回収後の「再使用」⇒「リサイクル」⇒「エネルギー回収」

○植物由来の合成繊維・プラスチック配合率25%以上

◇配合率に係る判断の基準は現状維持（品質面の課題発生）

◇回収・リサイクルシステムの早期の構築

○原則として1年間の経過措置の設定

繊維製品に係る再生材料等配合率一覧

再生材等の配合率の基準値算出一覧	
繊維部分全体重量比	制服・作業服 ^{①③} 、帽子 ^①
	カーテン ^① 、布製ブラインド ^①
	毛布 ^① 、ふとん ^{①②} 、マットレス ^{①②}
	集会用テント ^① 、ブルーシート ^② 、防球ネット ^{①②③}
	旗 ^{①③} 、のぼり ^{①③} 、幕 ^{①③} 、モップ ^②
製品全体重量比	タフテッドカーペット ^② 、タイルカーペット ^② 、織じゅうたん ^② 、ニードルパンチカーペット ^{②③}
	作業手袋 ^{①②}

注①：再生PET樹脂配合率に係る判断の基準を設定

注②：再生PET樹脂配合率以外の再生材料（未利用繊維、リサイクル繊維等含む）他に係る判断の基準を設定

注③：植物を原料とする合成繊維又はプラスチックに係る判断の基準を設定

制服・作業服① 【p.103】

制服・作業服に係る判断の基準等の見直し①

【判断の基準①】

- ア. ポリエステルを使用した製品については、再生PET樹脂配合率が裏生地を除く繊維部分全体重量比25%以上
- ポリエステル繊維の配合率が低い場合（繊維部分全体重量の50%未満）は繊維部分全体重量比10%以上かつポリエステル部分の50%以上が再生PET樹脂であること（判断の基準①アのただし書）
- イ. 再生PET樹脂配合率が繊維部分全体重量比10%以上かつ回収・再使用・リサイクルシステムがあること
- 平成22年度の1年間の経過措置の設定（備考8）

制服・作業服②

制服・作業服に係る判断の基準等の見直し②

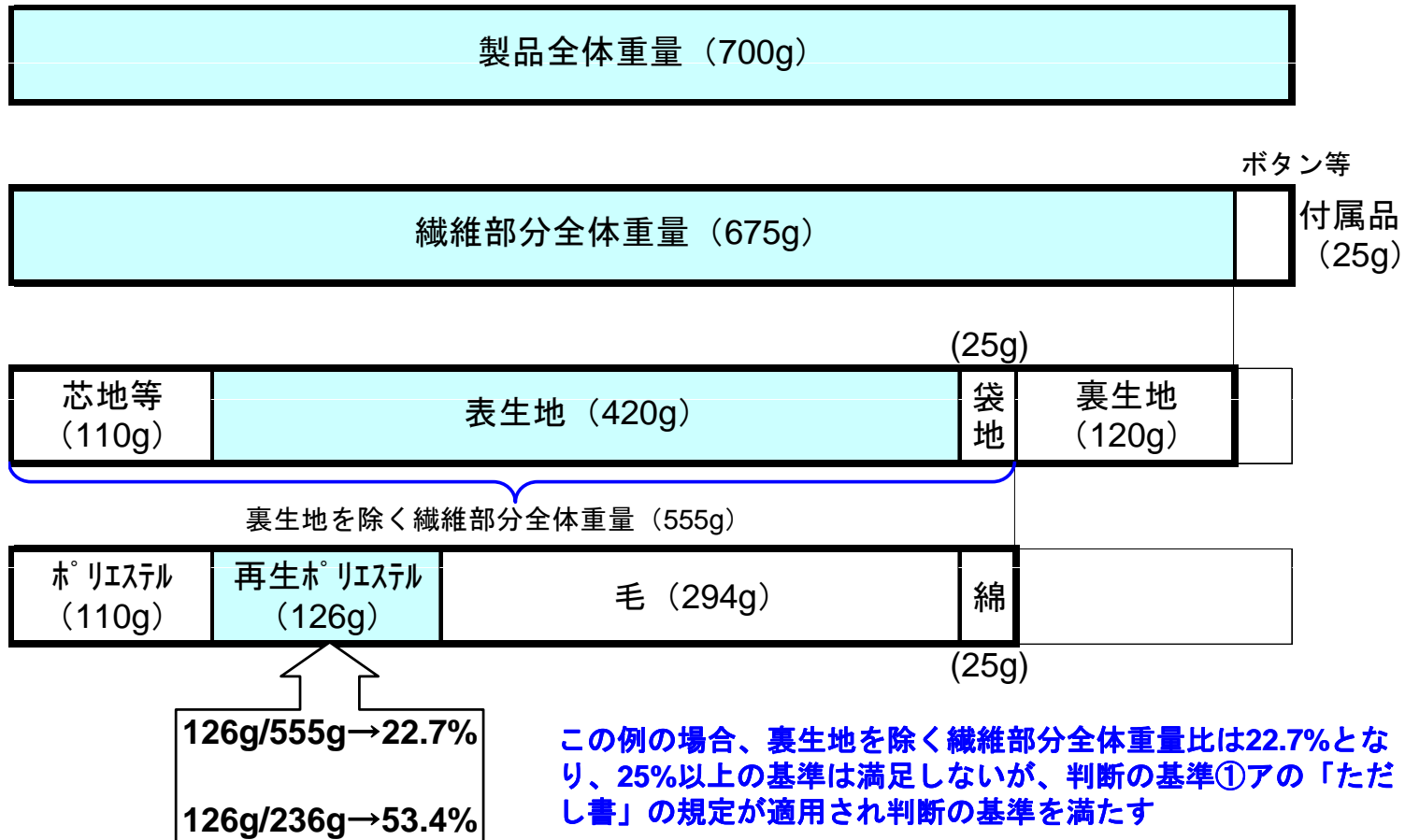
【判断の基準】

- ② 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率25%以上
 - 配合率は繊維部分全体重量比（ボタン等の付属品を除く）
 - 平成24年度までの可能な限り早い時期に、回収・再利用・リサイクルシステムの構築を図り、システムの構築状況を踏まえ、判断の基準を見直し（備考9）

制服・作業服③

制服・作業服に係る配合率の算定例

表生地：毛70%、ポリエステル30%の制服（重量700g）の場合



タイルカーペット 【p.108】

タイルカーペットに係る判断の基準等の見直し


【判断の基準】

- 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上
 - 平成22年度の1年間の経過措置の設定（備考9）


ご清聴ありがとうございました

カーボン・オフセットとは？

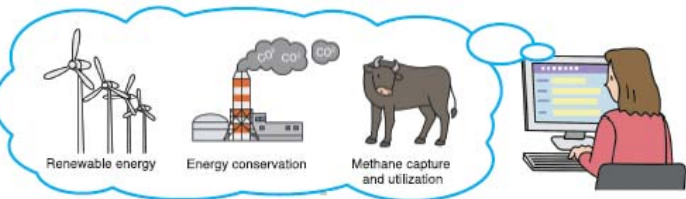
市民、企業等が、①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量を把握し、④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせる



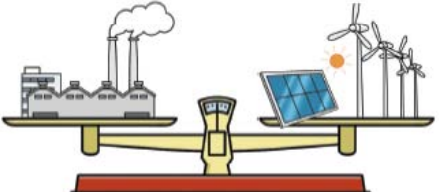
家庭やオフィス、移動(自動車・飛行機)での温室効果ガス排出量を把握する



省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う



削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットの購入または他の場所での排出削減活動を実施



対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ(相殺)する

カーボン・オフセットの目的

- 市民・企業等による主体的な温室効果ガス排出削減活動の促進ができる。
- 温室効果ガスの排出がコストであるという認識を経済社会に組み込み、ライフスタイルや事業活動の低炭素型へのシフトが期待できる。
- 国内外の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトへの資金調達につながる。



認証された商品には
このマークがついています。



〈カーボン・オフセット認証ラベル〉



カーボンフットプリント①

カーボンフットプリントとは

- 直訳すると『炭素の足跡』。「どこ」で「どれだけ」CO₂が排出されたかを『見える化』したもの
 - 製品・サービスのライフサイクルの各過程で排出された「温室効果ガスの量」を合算した結果、得られた全体の量をCO₂量に換算して表示すること

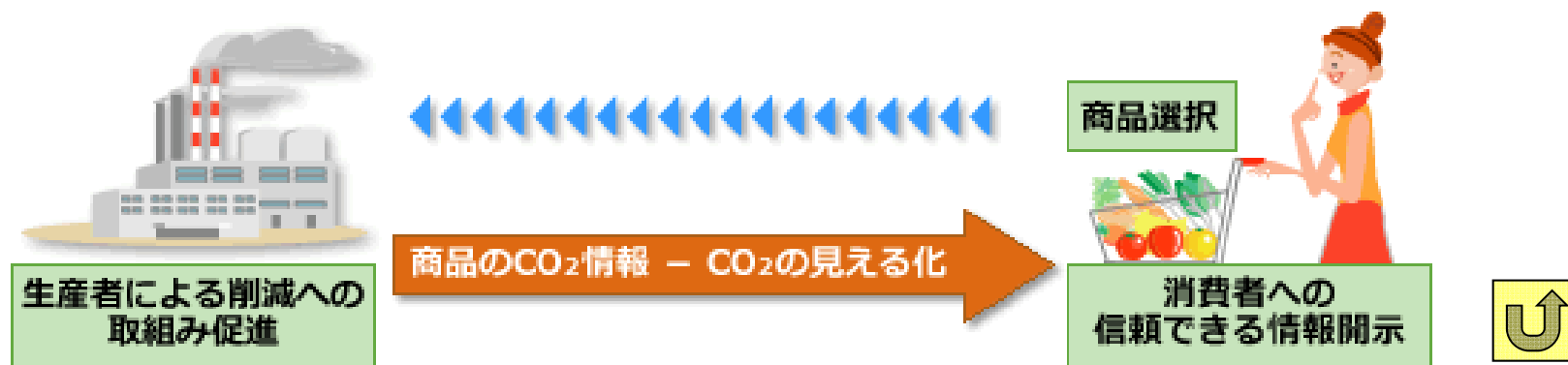


カーボンフットプリントマーク

カーボンフットプリント②

カーボンフットプリント算定の目的

- 消費者は、ライフサイクル全体のCO₂排出を自覚することでCO₂排出削減へ一歩前進し、最終的にはCO₂排出量も考慮した製品等の購入につながる
- 事業者は、CO₂排出量の削減ポイントを把握することで一層のCO₂排出削減が可能となり、より低いCFP表示に向けた自らの削減努力を促す効果も期待



本日の配布資料

【資料に過不足がないかご確認ください】

- 環境物品等の調達に関する基本方針（冊子）
- グリーン購入法基本方針ブロック別説明会資料
- 国等の機関向け資料（調達方針、調達実績等）
- グリーン購入の調達者の手引き（案）
- エコマークとグリーン購入法及びパンフ（日本環境協会）
- グリーン購入法（文具類）の手引（全日本文具協会）
- グリーン購入法の手引【オフィス家具等】
（日本オフィス家具協会）
- リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン
（古紙再生促進センター、日本印刷産業連合会）
- 高炉セメント、スラグ骨材等パンフ（鐵鋼スラグ協会）

皆様お疲れ様でした。

本日配布した資料に若干の余部がございます。

必要な方はお帰りの際に、受付に置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。****

事務局